申請に対する審査基準及び標準処理期間を設定・公表

行政手続法と労働基準行政 上

全国安全センター事務局

行政手続法の概要

行政手続法(以下「法*条」という場合は同法のこと)が1994年10月1日に施行されてから1年が経とうとしている。同法の主な内容は次のとおりである。

① 申請に対する処分(法2章―この解説では第2)

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するための基準(審査基準)を定め、原則としてこれを公にするとともに、申請の処理に通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)を定めるよう努め、これを定めたときは公にしておかなければならない。また、申請が到達したときは遅滞なく審査を開始し、形式上不適合なものであっても、速やかに応答しなければならない(申請に対する審査・応答)。さらに、申請に対する審査・応答)。さらに、申請により求められた許認可等を拒否する場合には、原則としてその理由を示すとともに(理由の提示)、第3者の利害を考慮すべきことが許認可等の要件とされているものについては当該第3者の意見を聴くよう努めなければならない。

② 不利益処分(法3章-この解説では第3-次号)

行政庁は、不利益処分をするかどうかの判断の 基準処分基準)を定め、公にしておくよう努める とともに、不利益処分をしようとする場合には、 相手方に意見陳述の機会を与えるため、あらかじ め通知し、許認可の取消し等の処分については聴 聞手続、その他の不利益処分については弁明の機 会の付与の手続を執らなければならないことと し、それぞれの手続について、所要の規定を整備 した聴聞手続では、不利益処分の原因となる事 実を証する資料の閲覧を求めることができる)。 また、不利益処分をする際には、原則としてその 理由を示さなければならない(理由の提示)。

③ 行政指導(法4章―この解説では第4―次号)

行政指導に携わる者は、当該行政機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならず、相手方の任意の協力によってのみ実現するものであるものであることに留意し、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない(申請に関連する行政指導や許認可権限を背景に行われる行政指導についても規定された)。また、行政指導をするときには、相手方にその趣旨、内容及び責任者を明らかにするととも

に、相手方から求めがあれば、原則としてこれらを記載した書面を交付しなければならない。さらに、複数の者に対して行政指導をしようとするときは、あらかじめ、事案に応じ指針を定め、原則としてこれを公表しなければならない。

④ 届出(法5章 - この解説では第5 - 次号)

届出が形式上の要件に適合している場合は、提出先機関の事務所に到達したときに、届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

また、行政手続法の施行に伴い、広範囲に関係法 律・政令・省令も改正・制定されている。労働省関 係でも、関係法令の改正・制定が行われ(労働基準 法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法等の18 の法律、2政令、11省令の改正、及び、2省令一労働 省における聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関 する規則、社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則 一の制定)、平成6年9月28日付け労働省発総第22号 「行政手続法及び行政手続法の施行に伴う関係法律 の整備に関する法律の施行について」や平成6年9月 29日付け労働省発総第23号「聴聞及び弁明の機会の 付与の手続について」などの関係通達も発出されて いるが、それらの内容についてはほとんど紹介され ていない。(労働基準行政関係の通達としては、平 成6年9月30日付け基発第611号・婦発第272号「行政 手続法の施行に伴う聴聞及び弁明の機会の付与の 手続について」、同日付け基発第612号・婦発第273 号「行政手続法等の施行について」など。と行政手続 法で「公にしておく」こととされた、申請に対する 処分に関する審査基準・標準処理期間、不利益処分 に関する判断基準のいずれについても、申請者等の 「求めがあった場合に提示すればよい」という対応 をとっているため、日常の行政実務に変化がみえな いこともこの法律の周知を妨げている用だ。

ここでは、行政手続法の内容及び労働基準行政に おける取り扱いについて、われわれがこれまでに入 手することができた情報を整理して紹介し、行政手 続法の活用と改善に向けての一助としたい。

第1 総 則

1 目 的

行政手続法は、処分、行政指導及び届出に関する 手続に関し、共通する事項を定めることによって、 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図 り、もって国民の権利利益の保護に資することを目 的とする(法1条1項)。

他の法律に特別の定めがない限り、行政手続法の 規定が適用されることとなるが、「行政手続」(同法 はこの用語についてとくに説明をしていない)の全 てを網羅したものではなく、前記のとおり「処分」、 「行政指導」、「届出」に関する手続が対象である。

さらに、「処分」の全てについて規定しているわけでもない。「事後手続」として、行政庁の処分に対する不服申立ての手続を定める一般法として1962年に行政不服審査法が制定されているが、「事前手続」についてはこれまで一般法がなく、個別の法律の措置に委ねられ、不備不統一等が指摘されてきたが、行政手続法では、「処分」のうちの「申請に対する処分」及び「不利益処分」の「事前手続」についてのみを対象としたものである。

また、法律に基づく命令の政省令)や後述の審査基 準、標準処理期間、判断基準、あるいは行政機関が 策定する様々の計画等(これらについては、いずれ も行政決定を直接の対象として訴訟で争う途が用 意されていないの「制定手続」を規定したもので はなく、それらを含めた行政手続全般に対しての労 働者・住民等の「参加」や「情報公開」の問題等を 根本的に解決するものでもないということにも留 意しておきたい。行政手続法の規定に従って、審査 基準等が定められ、それに基づいて処分がなされた としても、その審査基準等や処分が無前提に正しい ものとは言えないし、処分について争えなくなるわ けでもない。ただし、「手続に瑕疵があった場合の 処分の効力や訴訟提起との関係について、何らかの 規定を置くこととするかどうかについては、立法的 な解決をするのではなく、判例に委ねることが適当 と判断された」(仲正『行政手続法のすべて』)とい う。行政手続法では罰則規定も設けられていない」。

行政手続法は、①「申請に対する処分」、②「不利益処分」、③「行政指導」、④「届出」について、その手続に関して共通するルールを定め、「行政における意志決定の過程が国民にとって一段と分かりやすいものとなり、国民のチェックを受けやすい

仕組みへと改善されること」(仲前掲書)を目的とし たものと理解し、評価する必要があろう。

行政手続法では、主な用語の意義について次の2~7のとおり定められている。たえず、行政の行為がこれらの何に当たるのかをチェックし、疑問があれば質問して確かめるという姿勢で臨もう。

2 処 分

「処分」とは、行政庁の処分その他公権力の行使 に当たる行為をいい(法2条2号)、行政不服審査法1 条、行政事件訴訟法2条2項と同内容である。まず、 「処分」と「行政指導」の区分がポイントとなる。

3 申請に対する処分

「申請」とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が許諾の応答をすべきこととされているものをいい(法2条3号)、承認、認定、決定、検査、登録等も含まれる。「申請に対する処分」と「不利益処分」の区分、及び、「申請に対する処分」と「届出」の区分がポイントとなる。

行政手続法においては「申請に対する処分」をその対象としているが、労働基準行政関係の「申請に対する処分(労働大臣が行う処分を除く)」は別掲「申請に対する処分一覧表」(14頁参照)に掲げる処分が該当するとされる。労災保険法に基づく「保険給付の請求」等もここでいう「申請」に該当する。

審査基準・標準処理期間の設定・公表、理由の提示等が義務付けられることになるが、下記の点及び「第1-8適用除外」にも留意する必要がある。

●法令違反の「申告」

労働基準法104条、労働安全衛生法97条に規定する「申告」については、労働省はこれを「申請」には該当しないとしている。いずれも「事業場に、この法律またはこの法律に基づいて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁または労働基準監督官に申告すること労働安全衛生法では「申告して是正のため適当な措置をとるように求めること」)ができる」と規定しているが、労働省では、判例(東京高56.3.26、大阪地55.10.29等)を盾に、申告がなされたことに

よって、「行政庁に応答の義務が生じるものではない」という立場をとっているためである。

したがって、申告に対して是正措置をとる場合の 審査基準・標準処理期間の設定・公表等は義務付 けられていないという考えなのである。

●労災保険の労働福祉事業関係

「申請に対する処分一覧表」には、労災保険法の 労働福祉事業関係が掲載されていないが、労働省は 同様に、「行政庁に応答の義務が生じるものではな い」という考えなのではないかと思われる。「労災 保険法2条1項によると、政府は、労働福祉事業を 行うことが『できる』とあり、行うか行わないかは 自由であって、結局予算の範囲内で可能な限度で行 うことになる。つまり、労働福祉事業は政府の裁量 できまる恩恵的な事業であって、被災労働者らが権 利として主張できるものではない」「したがって、 不服審査を請求する権利はない」(井上浩『労災補 償法入門』)と取り扱われてきたからである。

例えば、労災保険特別支給金については、労働省 今で支給規則が定められ、支給要件や申請手続等が 明示され、労災保険法施行規則19条の「所轄労働基 準監督署長は、保険給付に関する処分を行ったとき は、遅滞なく、文書で、その内容を『請求人、申請 人又は受給権者若しくは受給権者であった者』に通 知しなければならない」等の規定についても、『』 の部分を「申請人又は受給資格者」と読み替えるな どして準用することまで明定している(その他の労 働福祉事業についても、行政通達等で支給要件や申 請手続等が規定されている)。このような労働福祉 事業について、「行政庁に応答の義務が生じるもの ではない」として、行政手続法の対象となる「申請 に対する処分 から除外するのであれば大いに問題 であろう。労働福祉事業についても、「保護すべき 国民の権利利益」としての性格を明確にし、行政手 続法の規定はもとより、不服審査等の事後手続の適 用も受けるようにすべきである。

●業務上外、障害等級認定等

不服審査の取り扱いと関連して、もう1、2付け加えておく。「業務上外、平均賃金(現在では給付基礎日額)の額、傷病の治ゆ日または障害等級等の認定は、保険給付をするか否かの行政処分の前提となる事実認定であって、それのみでは審査の対象となる

決定ではないので、これらの事実認定そのものの取消を求める審査請求のあった場合は、多くは当該事実認定に基づく保険給付に関する決定の取消を求めるものであるから、その趣旨を補正せしめて取扱うこととなる」(昭和35年8月17日付け基発第691号一現在の『労災保険法解釈総覧』等には収録されていない)とされている。この点については、公務員の制度との整合性や時効の取り扱いとの関連などで整理が必要と指摘してきたが(1・2月号8頁参照)、行政手続法との関係では、労働省は「保険給付の請求に対する支給または(一部・全部)不支給等の決定」が「申請に対する処分」に該当するのであって、その決定の前提となる事実認定である「業務上外、給付基礎日額の額、傷病の治ゆ日又は障害等級の認定」は該当しないという考えであると思われる。

●治ゆ認定通知

振動障害等の長期療養者に対して、「適正給付管 理」の名のもとに労災打ち切りの圧力が様々に加え られ、保険給付の請求がなされてから「治ゆ」とい う事実認定を行った上で不支給決定を行うという のではなく、主治医の判断も無視して一方的に「治 ゆ(症状固定)認定」の通知が被災者のもとに発せら れている実態がある。労働省は、通知した「治ゆ認 定日以降の期間に係る保険給付の請求手続を行う ことは被災者の自由(権利)であって、請求に対する 決定。始ゆ認定を行っているのだから当然不支給決 定)は、「申請に対する処分」として行政手続法の適 用を受け修述のとおり申請を拒否する処分は「不 利益処分」には該当しない)、不服審査等も行うこ とができると言うのだろうが、現実には、「治ゆ認 定通知」は、あらかじめ不支給とされることのわか った請求を抑制させ、被災労働者の保険給付を請求 する権利の行使を抑制するものとして機能してい る。「治ゆ認定通知」は後述の「第1-5行政指導」 にも「第1-8適用除外」とされる「行政調査」にも 該当するとは考えられず、「法令に基づかない不利 益処分」とも言うべき実態になっている。行政手続 法の規定の適用を受ける「不利益処分」でもない)。 現場での労災打ち切りの圧力に対しては、「処分」 なのか「行政指導」なのか、根拠法令)等を明確にさ せるなど、行政手続法を活用して、不当な行政手続 を是正させていく取り組みが求められる。

❷傷病(補償)年金

傷病(補償)年金については、請求により支給されるのでなく、該当する者があった場合には、労働基準監督署長が職権により支給、変更の決定をしなければならないものとされているため、「申請に対する処分」には該当しない。別掲「不利益処分一覧表」(19頁参照)では、「傷病(補償)年金の改定」のみが掲げられているが、不服審査との関係では、傷病(補償)年金の支給の決定、支給額の決定、変更に関する決定のいずれに関しても、労災保険法35条の規定による不服申立てをすることができるとしている昭和52年3月30日付け基発第192号)。

4 不利益処分

「不利益処分」とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいう(法2条4号)。

作為(一定の行為を行わなければならない)義務 を課す処分として、物件の除去命令、施設の改善命 令、保険料の賦課等、不作為(行ってはならない)義 務を課す処分として、営業停止命令、建築物の使用 禁止命令等、権利制限処分として、許認可等の取り 消し、役員の解任等がこれに当たる。

労働基準行政関係の「不利益処分(労働大臣が行う処分を除く)」としては、別掲「不利益処分一覧表」(19頁参照)に掲げた処分が該当するとされる。なお、例えば、使用者に対する処分が労働者にとっては不利益となる場合など、名あて人に対しては受益的であるが第3者の権利を制限する効果を有する処分などは、「不利益処分」には該当しないことから、別途の検討が必要な分野も出てこよう。

なお、次の①~④に該当するものは不利益処分から除かれる(法2条4項ただし書)。「第1-8 適用除外」についての解説についてもよく留意されたい。

●鶴検・立入検査等

① 事実上の行為及び事実上の行為をするに当た りその範囲、時期等を明らかにするために法律上 必要とされている手続としての処分

行政上の強制執行行為のほか、調査のための土地・事務所への立入り、当該土地での検査の実施等が該当するが、労働基準行政関係では、例えば、労働基準法101条1項の規定に基づく労働基準監

督官の臨検、労働安全衛生法94条1項に基づく産業安全専門官等の立入検査、労災保険法48条(事業主等に対する臨検、質問、検査)及び同法49条(診療担当者に対する命令)等の規定に基づく検査等がこれに該当するとされる。

●申請拒否処分(含労災保険不支給決定)

② 申請により求められた許認可等を拒否する処 分その他申請に基づき当該申請をした者を名あ て人としてされる処分

これについては、申請拒否処分については、申請者が必要な準備をした上で申請を行い、行政庁の処分は当該申請があった場合にのみその応答として行われるものであるから、それが当該申請を拒否する処分であっても、申請者にとって不意打ちとなることはないので、通常の不利益処分と同様な手続保障の対象とすることは適当でないと説明されている(総務庁行政管理局『逐条解説」)。

労災保険給付の請求に対する不支給決定などは、「不利益処分」に該当しないこととなるが、 現実の「業務外認定」等の実態をみると、この説明にすんなりと合致するかどうかはなはだ疑問があり、「不利益処分」についてのみ規定されている「資料の閲覧」等を「申請拒否処分」の場合についても規定すべき場合もあるのではないか。前述した「治ゆ認定」をめぐる問題も同様である。

- ③ 名あて人となるべき者の同意の下にすること とされている処分
- ① 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該 許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届 出があったことを理由としてされるもの

5 行政指導

「行政指導」とは、行政機関がその任務または所 掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現す るため特定の者に一定の作為または不作為を求め る指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該 当しないものをいう(法2条6号)。

労働基準行政関係の行政指導で、労働基準局また は婦人局の所掌事務の範囲内で行うものとしては、 具体的には、労働基準監督官が臨検監督時に行う是 正勧告、集団指導等の相手方に作為または不作為を 求める行為等が該当するとされる。

6 行政庁と行政機関

行政手続法は、処分を行う主体を「行政庁」、行 政指導を行う主体を「行政機関」と書き分けている。

「行政庁」とは、処分権限を有する者(処分権者)をいい、労働基準行政関係では、①国の機関として、労働大臣、労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長、労働基準監督官、②法令により処分権限が与えられた機関として、労働安全衛生法に基づく製造時等検査代行機関、性能検査代行機関、個別検定代行機関、型式検定代行機関、指定試験機関、指定教習機関、作業環境測定法に基づく指定試験機関、指定講習機関及び指定登録機関が該当する。

労働基準行政関係の「行政機関」(法2条5号)としては、①国の行政機関として、労働省、労働省労働基準局、都道府県労働基準局、労働基準監督署、②法律上独立に権限を行使することを認められた①の職員として、労働大臣、労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、産業安全専門官、労働衛生専門官、じん肺診査医がこれに該当する(法2条5号では、①②以外に③「地方公共団体(議会を除く)」が含まれる)。

7届出

「届出」とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く)であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているものをいい(法2条7号)、届出、報告等法令上の用語の如何を問わない。

労働基準行政関係では、労働基準法36条に規定する時間外・休日労働に関する協定の届出、同法90条に規定する就業規則の届出、労災保険法12条の7に規定する保険給付に関する事項の届出等が該当するとされる。

8 適用除外

(1)特定の行政領域の適用除外

特定の行政領域に係る処分及び行政指導については、「第2申請に対する処分」、「第3不利益処分」、「第4行政指導」に関する行政手続法の規定は適用

しないこととされている(法3条1項)。

労働基準行政関係で、この適用除外に該当するものとしては、以下のようなものがあるとされる。

●監督官が司法警察職員として行う処分等

① 労働基準監督官が、労働基準法等の違反について、刑事訴訟法等に基づき司法警察職員として行う処分または行政指導

根拠となる法3条1項5号(刑事事件)について、総務庁「逐条解説」では、適用除外の理由を「刑事事件に関する処分等は、裁判所における判断(刑事裁判)を中核として構成された世界の一部であり、国民に与える権利侵害の重大さにかんがみ、強制処分には裁判所の判断を関与させるなど刑事訴訟法等において必要な手続を定めているものであることから」、「処分のほか行政指導も含むことに関しては)刑事事件の世界においては、任意捜査等であっても必要な事項は法律で定めることとされていること」からと説明している。

別掲の「申請に対する処分一覧表」「不利益処 分一覧表」に監督業務関係の事項が見当たらない ことを疑問に感ずる向きも多いと思われるが、労 働基準監督官が司法警察職員として行う処分・ 行政指導がここでいう適用除外とされているこ と、にもかかわらず前述のとおり、労働基準監督 官が臨検監督時に行う是正勧告は行政手続法の 「行政指導」に関する規定の適用を受けるとされ ていること(「第4行政指導」の解説も参照)、及 び、「違反行為を是正するための行政指導を行う 場合に、監督処分等に先立って行われるものにつ いて、その『指針』を定め、公表することが脱法 行為を助長することになる場合」(総務庁「逐条 解説」)には「行政上特別の支障があるとして「集 団行政指導の指針」を公表しなくてもよいとして いること等を含めて、議論される必要があろう。

② 労働安全衛生法75条の規定に基づく免許試験 など、専ら学識技能に関する試験または検定の結 果についての処分

根拠となる法3条1項11号(試験・検定)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「人の能力という単純には測ることができないものについて、試験・検定という場において示された結果のみをもとにして試験委員等が判断するという

特殊な性格のものであり、その性質上、審査基準 の公表や理由提示になじまないこと。また、試験 ・検定自体が一種の事前手続であり、独自の手続 体系とみることが適当である」と説明している。

③ 労働基準法85条の規定に基づく仲裁など、相反 する利害を有する者の間の調整を目的として法 令の規定に基づいてされる裁定その他の処分及 び行政指導

根拠となる法3条1項12号(利害調整)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「多くの場合、 両当事者の一方の申請に基づき手続が開始されるが、裁定手続のほとんどは、両当事者から意見 を聞き、それを総合的に判断して処分する仕組み となっていること、行政庁と相手方との2面的な 構造を前提に手続の共通化を図ろうとしている 行政手続法の諸規定の適用になじまない点があることなどから」と説明している。

④ 労働基準法103条、労働安全衛生法98条第3項等 の規定に基づき、労働基準監督官が労働者の生命 及び身体の危険を防止するために現場において 行う緊急措置命令等

根拠となる法3条1項13号(現場処分等)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「その場を承知している相手方に対して、その場で行われるものであることから、聴聞・弁明の手続を執ることは困難であり、理由提示を行ういとまがないか、またはその必要性が薄い」と説明している。

●行政調査(含受診命令等)

⑤ 労働基準法101条第1項に基づき労働基準監督 官が書類等の提出を求め、尋問を行う行為、同法 104条の2の規定に基づき都道府県労働基準局長 等が報告をさせ、出頭を命じる行為、労働安全衛 生法108条の2第3項の規定に基づき労働大臣から 委託を受けた者が質問をし、書類等の提出を求め る行為、作業環境測定法42条の規定に基づき都道 府県労働基準局長等が報告をさせ、出頭を命じる 行為、じん肺法44条の規定に基づき都道府県労働 基準局長等が報告を求める行為、労災保険法46条 (使用者の報告報告、出頭等)、47条(労働者及び 受給者の報告、出頭等)、49条(診療担当者に対す る命令等)の規定に基づき労働基準監督署長等が 文書の提出等または出頭を命じる行為、同法47条 の2(受診命令)の規定に基づき労働基準監督署長が受診を命じる行為、最低賃金法3条の規定に基づき都道府県労働基準局長等が報告を求める行為、賃金の支払の確保等に関する法律12条の規定に基づき都道府県労働基準局長等が報告をさせ、出頭を命じる行為、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法12条第1項の規定に基づき都道府県労働基準局長等が報告を求める行為等

根拠となる法3条1項14号(行政調査)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「業務を遂行する上で必要となる一定の情報を入手するための手段であるので、その性質上、処分の理由について相手方に争わせる意味がないことから、理由提示を行う意義に乏しい」、「特定の者に係る違法または不当な事実の有無を調べるために行われるものについては、事前通知においてあらかじめ調査の内容や理由を示したり、調査に際し理由を提示したりすると、証拠隠滅のおそれがあり、調査の目的を達成しえなくなる場合がある」と説明される。なお、情報入手のための行為には、「第1-4①不利益処分から除外される「事実上の行為等」として法の対象外とされるものもある。

ここでいう「行政調査」が拡大解釈されて、行政手続法の関係規定におかまいなしという事態が生じないように現場でのチェックが必要である。とくに、労災保険法47条の2の「受診命令」等については、業務上外や治ゆ認定、長期療養者の症状把握等に関して何かとトラブルの多い問題であり、民主的な手続の確立が望まれる。

●審査請求に対する裁決・決定等

⑥ 労災保険法に基づく保険給付に関する決定及びじん肺法に基づくじん肺管理区分の決定等に関する審査請求、異議申立てその他の不服申立て等に対する行政庁の裁決、決定その他の処分

根拠となる法3条1項15号(不服申立て)について、「逐条解説」では、適用除外の理由を「事後手続として行われるものであるから、これに行政手続法に規定する事前の手続規定を適用することは屋上屋を架すこととなる」と説明している。

(2)地方公共団体への適用除外

地方公共団体の機関がする処分(根拠規定が条例 または規則に置かれているものに限る)、行政指導、 届出(同前)については、「第2申請に対する処分」、 ~「第5届出」の規定は適用しない(法3条2項)。

(3)国の機関等に対する処分等の適用除外

国の機関等に対する処分、行政指導、及びこれらがする届出については、この法律の規定は適用しないとともに、法律により直接に設立された法人等に対して、法律の特段の規定に基づいてされる監督上の処分については、「第2申請に対する処分」及び「第3不利益処分」の規定は適用しない(法4条)。

第2 申請に対する処分

1 審査基準

行政庁は、許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め(法5条1項)、行政上特別の支障があるときを除き、申請提出先機関の事務所における備付けその他の適当な方法により、審査基準を公にしておかなければならない(法5条3項)。審査基準は、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない(法5条2項)。

●審査基準の具体性

審査基準には、処分等に関する法令の規定それ自体は含まれないこととされているが、法令の規定において許認可等の基準が明確に定め尽くされている場合には、審査基準を定めることを要しないこととされている(総務庁「逐条解説」)。

審査基準は、後述の標準処理期間や不利益処分に関する処分基準の設定が「努力義務」とされているのと異なり、上記以外の場合には必ず設定しなければならない「義務」と解すべきである(審査基準を作るべしという規定については一切穴を開けないという姿勢を堅持することとされた(仲前掲書))。

総務庁「逐条解説」では、処分の先例がないか、 稀であるものまたは当面申請が見込まれないもの であって、審査基準が法令の定め以上に具体化する ことが困難な場合は、当面審査基準を定めることを 要しないという記述がある。これは、設定義務を果 たすべき時期につき、やむを得ない事情がある場合 には、遅くとも審査の必要が生じた段階で何らかの ものが定められればよい(総務庁「逐条解説」)とい う点に係る取り扱いに限られるべきである。

審査基準の設定に当たっては、申請者等が当該許認可等を得るに当たって何を準備して申請すればよいかが分かるかどうかという観点からその内容をできる限り具体化するよう努めること(平成6年9月13日付け総管第211号各省庁事務次官宛て総務事務次官通知「行政手続法の施行に当たって」一以下「総務庁施行通知」)。行政庁に裁量が与えられている場合には、裁量権行使に当たっての行政庁の考え方が具体的に明らかにされることが重要であって、処理を画一化すること自体が目的ではないので、個々の申請についての当てはめ基準の作成が困難であっても、審査に当たって、どのような要素が考慮されるのか、個々の要素はどの程度の評価を与えられることになるのかといったことをできる限り示しておくことが必要であること(総務庁施行通知)。

労働省では、審査基準を定めるに当たっては、解釈例規など、当該処分に関してこれまで示してきた通達等の内容をすべて含めることとし、労働基準行政関係の「申請に対する処分(労働大臣が行う処分を除く一以下同じ)」について別掲一覧表(14頁)の「審査基準」欄に掲げるものを定めることとしている。同欄で「法令で明確」とされているものについては、前述の「法令の規定において許認可等の基準が明確に定め尽くされている場合」に該当する。また、労災保険関係では、「一等」と例示的にしか記載されていないが、「これまで示してきた通達等」はかなりの数にのぼり、いわゆる労災認定基準等で言えば「先例がない」等の理由で審査基準が定められていない分野もかなり残ると思われる。それにしても、一覧表を作成することを求めていきたい。

今後、前述の総務庁の考え方なども参考にしながら、これらの審査基準の内容がチェックされていかなければならない(一般的に関係通達は、審査基準か行政指導の指針かという点からの整理が求められよう)。その点では、これまでもたびたび指摘してきた、行政内部の審査基準でありながら公表されていない「部内限通達」や「事務連絡」等の問題にもメスを入れていく必要がある。労働省では引き続き公表する意志はないようだが、少なくとも、行政手続法で公表しないことが許される場合以外は、すべて公表されなければならないと解すべきである。

●審査基準を定める主体

審査基準を定める主体は処分権限を有する行政 庁である(別掲一覧表(14頁参照)の「処分権者」欄 参照)。都道府県労働基準局長、労働基準監督署長 が処分庁(処分権者)となっている処分については、 各局署長が審査基準を定めなければならない。

総務庁「逐条解説」では、現実の行政においては、 上級庁たる法令所管庁が行政庁に対して、事務の統一的な処理を確保する等の目的から、各個別法に定められた委任関係等に基づき許認可等の運用通達等を行い、行政庁がこれをそのまま借用し自らの基準として用いる場合も少なくないと考えられるが、このような場合も含めて、終局的に基準を定めるのは行政庁である。したがって、上級庁からの運用通達等に示された判断の基準、方針等をもって、行政庁自らの審査基準とするためには、当該行政庁の審査基準は当該運用通達と同内容である旨、当該運用通達等のどの箇所が審査基準に該当するかを申請しようとする者に明確に分かるようにしておくことが必要であるとしている。

具体的な場面では、審査基準そのものと同時に、 当該処分庁において、いつ、どのようなかたちで審 査基準を定めたのか確認するようにしよう。形式的 であっても、それが行政手続法の趣旨を徹底してい く第一歩である。標準処理期間や不利益処分に関す る処分基準等についても同様である。

●審査基準の公表

労働省は、審査基準を公にする方法として、申請の提出先機関の窓口における備付け、申請しようとする者の求めに応じ提示すること等の方法でよいとし、通達等が収録されている「労働基準法解釈総覧」、「安衛法便覧」、「労災保険法解釈総覧」、「業務災害及び通勤災害認定の理論と実際」等の関係書籍を局署の窓口に備え付けるとともに、申請者等の求めがあった場合にこれを示すこととしている。

総務庁「逐条解説」では、「公にしておかなければならない」とは、申請をしようとする者あるいは申請者に対し、審査基準を秘密にしないとの趣旨である(対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない)とし、上記のような方法も認めた上で、具体的な方法の選択については「行政庁の判断に委ねられる」としている。

しかし、定めた時点で官報や広報で公表する措置を執って、それでこと足れりとするよりも、日常的に、誰でも、いつでも利用できる状態を確保しておくことの方が利用者の便に資することになると考えられた…ため、状態を示す「公にしておく」という表現が採られたものである。したがって、積極的に公表する措置を採ることが「必要でない」と判断されたためではない(仲前掲書)。公にされている審査基準を変更する場合の国民への周知については、その審査基準が一般に定着している場合には、単に事務所に備え付けている関係文書の差し替えといった方法だけでなく、関係者への情報提供などの方法により積極的に国民が知りうるような措置を講ずることが望ましい(総務庁施行通知)等とされていることからも、積極的に公表を求めていきたい。

また、審査基準の「複写」サービスについては何も規定されていない。不利益処分に係る聴聞手続の文書等の閲覧について、行政庁側の事務負担の問題もあるので、これを一律に認めることはしていないが、複写を禁止しているものではないので、その資料の保全状態や閲覧請求者の便宜等を斟酌しつつ、必要に応じ、行政庁の裁量で行っていただくとしていること(総務庁「逐条解説」)などを参考にしよう。

なお、「業務上特別の支障があるときを除き」という点については、公にしておくと当該個別法の適正な運用に著しい支障をきたすおそれがあって、申請者または申請しようとする者の不利益を考慮してもなお公益上の観点から公にしておかない方がよいと判断される場合であるが、具体的にはケースバイケースで行政庁が判断することとなるとされる(総務庁「逐条解説」一例えば、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは外交交渉上不利益を被るおそれがあるようなもの)。

公表を求めて拒否された場合には、定められているのか、前述の「先例がない等」からか(前述のとおり、この場合には審査の必要が生じた段階では審査基準が定められなければならない)、「行政上特別の支障がある」からか、また、その具体的事情についても必ず質し、確認をする必要があろう。

2 標準処理期間

行政庁は、申請がその事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により行政庁と異なる機関が申請の提出先とされている場合は、併せて、提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、申請提出先機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない(法6条)。

●目的一法的な効果

本条は、申請を放置した場合の法的な効果ではなく、行政運営の適正化の観点から、申請の迅速な処理の確保を図るため、行政庁の行為規範を定めたものとされる。標準処理期間は、あくまでも申請の処理に要する期間の「目安」に過ぎないものであり、申請者が当該標準処理期間内に申請に対する行政庁からの何らかの応答(処分)を受け得ることを保障するものではない。したがって、申請に対する処分が標準処理期間を経過してもなされないからといって、そのことのみで、直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法3条5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものと考えるとされる(総務庁「逐条解説」、総務庁施行通知に同趣旨)。

●標準処理期間を定める主体

標準処理期間を定める主体は、処分権限を有する行政庁であり、「審査基準を定める主体」と同様。

●標準処理期間の算定方法

「申請がその事務所に到達してから」とは、行政 庁あるいは申請の提出先とされている機関の事務 所(文書受付業務を担当する部局)に物理的に到着 し、了知可能な状態に置かれる一すなわち申請が当 該部局の支配圏内に置かれる時点であり、受付印の 押印等、受領した旨の意志が表示されることを要し ない(総務庁「逐条解説」)。また、経由機関、協議 機関があるときには、処分庁で審査する期間のほ か、それぞれの機関で要する期間を定め、それぞれ の期間を明らかにした上で、全体としての処理に要 する期間を定める(総務庁施行通達)。

また、労働省では、標準処理期間は、適法な申請 を処理することを前提として定められたものであ ることから、不備な申請を補正するために要する期 間は標準処理期間には含まれないものであること。 適法な申請であっても、申請の処理の途中で申請者 が申請内容を変更するために必要な期間、審査のた めに必要なデータを追加することとなった場合に 要する期間は含まれないものであることとしてい る総務庁「逐条解説」に同趣旨)。

●標準処理期間の定め方

標準処理期間の設定については、処分の性質上行政庁の責に属さない事情により処理(審査)に要する期間が変動するものなど、標準処理期間を設定することが困難な場合があり得ることからという理由で努力義務にとどめられた(総務庁「逐条解説」)。

しかし、(具体的な期間としての)設定が困難な場合には、一定の幅をもった期間として定められないかどうか、あるいは、申請内容を類型化して区分することによって、その区分ごとに定められないかどうかなど、当該許認可等の性質に応じた工夫をすることによってできる限り申請の処理に要する目安として何らかの期間を示すよう努めること、総務庁施行通達が要請されているのである。

労働基準行政関係の「申請に対する処分」に関する「標準処理期間」については、次のとおりとされ、別掲一覧表(14頁参照)の「標準処理期間」欄に記載されているように定められている。労災保険関係では「申請事案の過半が一定の期間に処理されている期間を定めた」ようだが、前記の要請にもかかわらず、いわゆる過労死の場合など包括的救済規定に係る業務上疾病の保険給付の決定に「標準処理期間を定めない」という定め方をすることが許されるものだろうか。標準期間を「定めない」とか「1か月を越える期間」等の場合には、個別事案に即してその理由について納得のいく説明をもとめるようにし、また、標準処理期間があるからといって処理を遅らせるようなことのないようチェックしていこう。

- ① 標準処理期間を定めるに当たっては、具体的に、以下に掲げるものを除き、原則として「1か月」とすること。
- ② 申請事案の処理に通常1か月を超える期間を要することから、標準処理期間が1か月を超えることとなるもの
- ・労働安全衛生法44条の2に基づく「プレス機械等の型式検定」 (標準処理期間:5か月)
- ・じん肺法15条及び16条に基づく「じん肺管理区

分の決定」 (標準処理期間:2か月)

・労災保険法12条の8に基づく業務災害の保険給付のうち疾病に係る療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び同法60条1項に基づく遺族補償年金前払一時金(疾病に係るもの)に関する決定(ただし、疾病のうち包括的救済規定に係るものを除く→③))

(標準処理期間:6か月)

- ・労災保険法12条の8に基づく業務災害の保険給付のうち遺族補償給付及び葬祭料(疾病に係るものを除く)、同法60条1項に基づく遺族補償年金前払一時金(疾病に係るものを除く)、同法22条の4-1項に基づく遺族給付(通勤災害)、同法22条の5-1項に基づく遠族給付(通勤災害)、同法63条1項に基づく遺族年金前払一時金(通勤災害)に関する決定 (標準処理期間:4か月)・労災保険法12条の8に基づく業務災害の保険給
- 対決保険は12年の6に基づく業務決害の保険結 付のうち障害補償給付、同法22条の3-1項に基づく障害給付(通勤災害)、同法59条1項に基づく障害補償年金前払一時金、同法62条1項に基づく障害年金前払一時金(通勤災害)に関する決定 (標準処理期間:3か月)
- ・労災保険法28条1項(中小事業主等)、29条1項 (一人親方等)、30条1項(海外派遣者)に基づく 特別加入の承認 (標準処理期間:2か月)
- ・労災保険法11条1項及び2項に基づく未支給の 保険給付(支給決定はあったが支払われていな いものを除く)、失業保険法及び労災保険法の 一部を改正する法律及び労働保険の保険料の 徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律18条に基づく業務上災害 に関する特例給付、同法18条の2に基づく通勤 災害に関する特例給付の決定 (標準 処理期間:それぞれ該当する保険給付による)
- ③ 申請の内容によって処理(審査)期間に相当なばらつきがあるため、標準処理期間が設定できないもの
- ・賃金の支払の確保等に関する法律7条に基づく 「未払賃金の立替払に係る確認」
- ・賃金の支払の確保等に関する法律施行令2条第 1項第5号に基づく「未払賃金の立替払に係る認 定」

- ・労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法8条 第1項に基づく「労働時間短縮実施計画の承認」
- ・労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法9条 第1項に基づく「労働時間短縮実施計画の変更 の承認」
- ・労災保険法に基づく業務災害の保険給付に関する決定のうち、疾病のうち包括的救済規定に係るもの(労働基準法施行規則別表第1の2第2号13、第3号5、第4号8、第6号5、第7号18及び第9号に係るもの)(「その他業務に起因することの明らかな疾病」一過労死等が含まれる)

●標準処理期間の公表

審査基準の場合と異なり、標準処理期間を定めることは「努力義務」であるが、これを定めたときに公にしておくことは「義務」である。公表方法については、「審査基準の公表」の場合と同様である。

3 申請に対する審査・応答

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく審査を開始しなければならず、法令に定められた形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請の補正を求め、または求められた許認可等を拒否しなければならない(法7条)。

これは、申請が到達したにもかかわらず、申請を「受け付けない」、「受理しない」等の取り扱いをし、その間に申請の取り下げや申請内容の変更を求める行政指導を行ったり、処理を遅延させる等の事態は排除されるべきものである(総務庁「逐条解説」)ことから規定されたものとされる。

「申請がその事務所に到達したとき」とは、「標準 処理期間の算定方法」で解説したとおり。

「申請の形式上の要件」とは、申請が有効に成立するために法令において必要とされる要件のうち、申請書の記載内容に不備がないこと、必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであること、など外形上明確に判断し得るものをいう。申請をすることができる事項についての申請であること、申請資格を有する者による申請であること、申請内容が真正であること、などについては、一般に、申請の内容審査を経ないと判断できない問題であると考えられ、「申請の形式上の要件に」には該当しない。

なお、この規定に関連して、「第4行政指導」で 「申請に関連する行政指導」について次のように規 定していることにも留意したい。申請の取下げまた は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指 導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思 がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導 を継続すること等により当該申請者の権利の行使 を妨げるようなことをしてはならない(法33条)。

したがって、例えば、労災保険給付の請求等に際 して、傷病の発生から時間が経っているからとして 「遅延理由書」の提出を求めたり、外国人労働者で あることを理由に「パスポート」の提示を求めたり して、これに応じないと「受理しない」(行政手続 法では「受理」という概念は排除されている)とか 「処理を遅延させる」ようなことは、行政手続法7条、 33条に反するものであり、これまでの窓口対応が見 直される必要がある。労災保険給付の請求書に事業 主が証明を拒否した場合であっても、従来から、「受 理し」審査をし処分を行う取り扱いがされており、 「形式上の要件に適合しない申請」であるという理 由で同様の取り扱いやそのことのみをもって「求め られた許認可等を拒否!(すなわち不支給決定)が行 われるような事態があれば問題であり、そのような ケースが生じた場合はぜひ連絡していただきたい。

なお、「形式上の要件に適合しない申請」の場合には、「補正を求める」、「求められた許認可等を拒否する」のいずれかの措置を講ずれば、本条の義務を履行したこととなり、申請の不備について補正が可能な場合であっても、補正を求める義務はない(総務庁「逐条解説」)とされるが、補正可能な場合には、適切な補正の指示が行われるようチェックしていく必要があろう。

4 理由の提示

行政庁は、許認可等を拒否する処分をする場合は、原則として、申請者に対し、同時に、処分の理由を示さなければならず(法8条1項)、処分を書面でするときは、処分の理由を書面により示さなければならない(法8条2項)。

「原則として」というのは、法令に定められた許認可等の要件または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められて

いる場合であって、申請がこれらに適合しないことが申請書の記載または添付書類から明らかであるときに限って、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りるということ(法8条1項)。

提示される理由の程度は、許認可等の性質、当該 法令の趣旨、目的に照らし決定すべきであるが、理 由提示を義務付ける趣旨から、抽象的・一般的なも のでは不十分で、申請者が拒否の理由を明確に認識 し得るものであることが必要であると考えられる (最判昭和38年5月31日民集17巻4号617頁参照)(総 務庁「逐条解説」)。この点に関しては、従来から繰 り返し、労働省にその徹底が求められており、行政 手続法を活用してさらにその徹底をチェックして いく必要がある。

なお、既述のとおり、労災保険給付の請求等に対する不支給決定等は、ここでいう「許認可等を拒否する処分」に当たり、「不利益処分」には該当しないとされる。一方、後述のとおり、一定の不利益処分については行政手続法によって事前手続として「聴聞手続」を執ることが義務付けられており、この最大の特徴は「文書等の閲覧」が認められること及び「行政庁とは区別される主催者による審査(聴聞)」が行われるという点にあるとされる(どちらも「弁明の機会の付与の手続」の場合には適用されないが、これは「現時点による政策選択の結果によるもの」と説明されている一仲前掲書)。この点についても、従来から議論があるように、「許認可等を拒否する処分」の場合であっても同様の措置を含めた民主的な手続の確立を追求する必要があろう。

5 情報の提供

行政庁は、申請者の求めに応じ、審査の進行状況 及び処分の時期の見通しを示すよう努めなければ ならない(法9条1項)。

労働省は、たとえば「申請の形式要件の審査を終えて現在内容について審査中である」、「〇〇頃までに処分が決定される見通しである。」等の対応を口頭で行えば足りる。なお、情報提供の対象はあくまで時間的な観点からの情報であり、申請の適否の判断に係る「見通し」等は含まれないので留意することとしている(総務庁「逐条解説」に同趣旨)。

また、行政庁は、申請をしようとする者または申

請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他申請に必要な情報の提供に努めなければならない(法9条2項)。

「その他の申請に必要な情報」としては、窓口での受付時間、申請後に申請者が申請内容を変更する場合に関しての情報、標準処理期間等が考えられることとされる(総務庁「逐条解説」)。

6 公聴会の開催等

行政庁は、申請者以外の者の利害を考慮することが法令において許認可等の要件とされているものを行う場合に、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるように努めなければならない(法10条)。

「許認可等の要件とされているもの」とは、許認可等の要件上利害を考慮すべき第3者が具体的に想定されているものが該当し、労働基準行政関係では、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第8条第3項第3号の「一般消費者及び関連事業主の利益を不当に害するおそれのあるもの」が該当し、「公聴会の開催その他の適当な方法」の方法としては、公聴会の開催のほか、利害を考慮すべき第3者本人からの意見書の提出、地方労働基準審議会の意見の聴取等の方法があることとされている。

7 複数の行政庁が関与する処分

行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政 庁において同一の申請者からされた関連する申請 が審査中であることをもって自らすべき許認可等 をするかどうかについての審査、判断を殊更に遅延 させるようなことをしてはならない(法11条1項)。 1の申請または同一の申請者からされた相互に関連 する複数の申請に対する処分について複数の行政 庁が関与する場合においては、必要に応じ、相互に 連絡をとり、申請者からの説明の聴取を共同して行 う等により審査の促進に努めること(法11条2項)。

労働基準行政関係では、労働時間の短縮の促進に 関する臨時措置法8条第1項の労働時間短縮実施計 画の承認及び同法9条第1項の労働時間短縮実施計 画の変更の承認が該当するとされる。

(「第3 不利益処分」「第4 行政指導」 「第5 届出:については次回に続く)



申請に対する処分一覧表

監督関係

(労働基準法に基づくもの)

(方面	整本学(を)くの()							
番号	処 分 内 穿	根拠条文(条一項一号)	処分権者	審 査 基 準 (通達年月日、番号) *法令で明確な場合除く	半断基準となる法令 (当該法令)	標準処理 期 間	公験会の 開催	不許可等 の場合の 理由提示
. 1	非常災害等の理由による労 働時間延長・休日労働許可	法33-1	響長	昭22. 9.13 発基 17号 昭26.10.11 基発 696号 昭33. 2.13 基発 90号	法33-1	1か月	×	0 .
2	一せい休憩除外許可	≥±34-2	署長	昭22.9.13 発基 17号 昭23.11.11 基収2971号 昭29.12.10 基収6503号 昭61.6.6 基発 333号		配上	×	0
3	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可	法41 -3	署長	昭22. 9.13 発達 17号 昭22. 4. 5 基発 535号 昭23. 4. 5 基項1372号 昭23. 5. 5 基収1540号 昭23. 7.20 基収240号 昭23. 11.11 基発1639号 昭23. 11.12 基発399号 昭23. 11.25 基発3998号 昭25. 9.28 基発 890号 昭29. 5.21 基収1976号 昭34. 9. 1 基収5990号 昭61. 6. 6 基発 333号 昭63. 3.14 基発 150号 平 5. 2.24 基発 110号		同上	×	0
4	児童の使用許可	法56-2	器長	昭22.11.11 発婦 2号 昭41, 4,28 婦発 175号		配上	, ×	0
5	交替制による深夜業時間延 長許可(年少労働者)	法61-3	署長	法令で明確 →	法61-3	配上	×	0
6	深夜業承認	法64の3-1- ⑤		6361、3.20 基発 151号 婦発 69号 6861、3.20 基発 152号		同上	×	10
7	交替制による深夜業時間延 長許可(女子労働者)	法6403-2	署長	法令で明確 →	法64の3-2			
8	職業訓練に関する特例許可	法71	局長	昭33.7.3 基発 416号 8834.2.25 基発 114号 8836.3.6 基収6951号 8844.11.24 基発 776号		配	×	0

(労働基準法施行規則に基づくもの)

-	断続的な宿直又は日直勤務	别23	署長	BB22, 9.13	発基 17号	İ	1か月	×	0
'		العوم	=		基発 550号				
ì	新可))			基発 33号]	-	
					基発 456号	1			1
İ					基発 464号	İ			
1					基発 539号				
					基発 651号				
					基収 855号	İ			
					収監 733号	İ	į		
					基収1175号				
				8E23. 9.20					
					基発 352号				
1	Į.	!		8824, 4.12	基収1133号		Ì	 	
		1 1		8227. 1.31	基収 380号	1		i	i
				8633. 2.13	基発 90号		<u> </u>		1
	Į.		-		基収6763号				-
	l				基収6438号		1		
				BB36, 9.20					
					基収 797号		!		
					基収 343号				
							İ		
				昭49. 7.26			l .		
	1				基監発27号				
1.				昭63. 3、14	基発 150号	İ			

2	集団人坑の場合の時間計算 特例許可	則24	零長	822. 9.13		同上	×	0	
3	休憩自由利用除外許可	月133-2	署長	825. 6.11 基発 7.32号 8863. 3.14 基発 150号 8827. 9.20 基発 675号	則認3	同上	×	0	
(事業	附属寄宿舎規程に基づくもの)					_		_
1	事業附属寄宿舎規程適用特 例許可	規程36	署長	BS23, 3.20 基発 508号 BS23, 6.11 基以1897号 BS33, 2.13 基発 90号	規程36	1か月	×	0	
(1831)	38年労働省告示第52号に基づ	くもの)	·		<u> </u>				ر
1	労働基準法第12条第7項の 規定に基づく日日雇い入れ られる者の平均賃金の算定			8838.10.25 基発1282号		1か月	×	0	
(最低	金金法に基づくもの)			J	<u> </u>			J	٢
1	最低資金適用除外許可	海	局長	昭34.10.28 基発 747号	法8 最續則4	1か月	×	0	
(資金(の支払の確保等に関する法律	に基づくもの)					.I	J
1	未払賃金の立替払に係る確 認	法7	岩長	法令で明確 →	簽確令3、4 續確則12、13、16	定められ ず	×	0	
資金	D支払の確保等に関する法律	施行令に基づ	くもの)				<u> </u>	·!··	
1	未払賃金の立替払に係る認 定	\$2-1- ⑤	署長	法令で明確 →	續確令2-2 續確則8	定められ ず	×	0	
労働	制制の短縮の促進に関する際	持措置法に基	づくもの)						
. 1	労働時間短縮実施計画の承	法8~1	局長	平 4. 9. 1 基発 494号	法8-3	定められ	×	0]
2	認 労働時間短縮実施計画の変 更の承認	法9-1	局長	平 4. 9. 1 基発 494号	法8-3	ず 定められ ず	×	0	
全衛	生變係								•
労働的	全衛生法に基づくもの)								
1	特定機械等の製造の許可	法37-1	局長	法令で明確 →	昭49.9.30 労告75号 「ボイラー圧力容器 製造許可基準」 昭49.9.30 労告76号	1か月	×	0	
					「クレーン等製造許可基準」				
2	特定機械等の製造時の検査	法38-1	局長及び 代行機関	法令で明確 →	関係構造規格	同上	×	0	
3	外国製造者に対する特定機 概等の輸入時の検査	法38-2	局長及び代行機関	法令で明確 →	関係構造規格	剛上	×	0	
4	特定機械等の設置、変更時等の検査	法38-3	巻長	法令で明確 →	関係構造規格	配上	, ×	0	Ì
5	特定機械等の性能検査	法41-2	署長及び 代行機関	法令で明確 →	関係衛造規格	周上	×	0	
6	特定機械等以外の機械等の 個別検定	法44-1	局長及び 代行機関	法令で明確 →	関係構造規格		×	0	
7	外国製造者に対する特定機械等以外の機械等の個別検定	法44-2	局長及び 代行機関	法令で明確 →	関係構造規格	剛上	×	0	!
8	た プレス機械等の型式検定	法44の2-1	代行機製	法令で明確 →	関係衛告規格	5か月	×	0	

9								
- 1	外国製造者(こ対するプレス 機械等の型式検定	法44の2-2	代行機関	法令で明確 →	関係構造規格	同上	×	0
10	検査業者の登録	法54の3-1	局長	法令で明確 →	代行機製原約9の15	1か月	×	0
10		法67-1		法令で明確 →	1.515	同上	×	ŏ
11	健康管理手帳の交付		局長				1 1	
12	免許証の交付	法72-1	局長	法令で明確 →		配上	X :	Q
13	免許試験	法75-1	試験機関	法令で明確 →	安衡則70、ボ則101、	同止	×	0
13	70010-400	/		ì	109、115、高圧則49			
			- = π.σ€	2+A-20000	安衛則79、ポ則120、	司上	×	0
14	技能講習	法76-1	局長及び	法令で明確 →		ion-	^ 1	1 9
			教習機関		122の2、ク則246			l
15	指定教習機関の指定	法77-2	局長	法令で明確 →	代行機関則22	配上	X	1.0
19	18亿秋日70天1070	7,477 -	140,24	74,5 € 750.2	11,10,20,20			L
労働性	全衛生法施行令に基づくもの	D)						
1	製造等禁止有害物の製造等	16-2- 16-2-1	局長	法令で明確 →	特化則47	1か月	. ×	0
	の許可							L
労働を	全衛生規則に基づくもの)							
1	衛生管理者の選任の特例の	則18	局長	昭23、1.16 基発 83号		1か月	×	0
٠,	許可		[昭33、2.13 基発 90号	[[Ĺ
_ t		到13-3	局長	昭47、9、18基発601号の1	!	同上 :	X-	0
2	産業医の選任の特例の許可				1	同上	×	ŏ
3	救護に関する事項の管理者	則24006-2	局長	昭55.11.25 基発 648号		عـد-،	^	1
i	の選任の特別許可	Į	I		1			ĺ
4	健康管理手帳の書替え	£958	局長	昭47、9.18基発601号の1	1	同上	×	0
		R#59-1	局長	法令で明確 →	射59-1	配上	×	Ō
5	健康管理手帳の再交付				70,000 1	配上	×	Ιŏ
6	快適職場推進計画の認定	見覧1の3-1	局長	平 4、7、1 基発 391号	1 [
7	免許証の再交付	到67-1	局長	法令で明確 →	貝塔7-1	配上	×	0
	T T.	£967-2	局長	法令で明確 →	景67-2	同上	×	0
8	免許証の響管え				1 1 1 1	配上	×	ĺŏ
9	技能講習修了証の再交付	貝第2-1	局長及び	法令で明確 →	景路2-1	IaTE	^	l 0
			指定機関	1				
10	技能講習修了証の密替え	到82-2	局長及び	法令で明確 →	₹982-2	同止	×	0
10	「対抗器自修」証が配合人	KUL L	指定機関	744 - 7-70E		. —] -
j			100,100,00					L
#/=	- 及び圧力容器安全規則に	きづくもの)						
41.7	ノー及り圧力があるまかいいい	<u> </u>						. ——
		T	T		5345.0	44.5		
1 İ	ポイラー検査証の再交付	則15-2	響長	法令で明確 →	則15-2	1か月	×	O O
		則15-2	局長	法令で明確 →	剣15-2	同上	×	0
2	移動式ボイラー検査証の再	HIID-Z	19,000	Wir Change	7310 5	,		
ĺ	交付	į.	ĺ	ĺ	!			_
3	ボイラー検査証の審替え	貝44-1	署長	法令で明確 →	RI44-1	同上	×	0
- 1						配上	×	ŏ
4	移動式ポイラー検査証の響	則44-2	局長	法令で明確 →	則44-2		^	
1	替え			1	· 1			I
_ !		BIRO. 0	劉 長	法令で明確 →	見60-2	同上	×	0
5	第一種圧力容器検査証の再	₹J60-2	智灵		X300-2	I		J .
	交付							
ا م		到79	署長	法令で明確 →	別79	同上	×	0
6	第一種圧力容器検査証の響	KUIO	100 DX	77 12 C-7710E	1,3,0			-
	替え	1 .	_		, I			I
		則107~3	. ee					
7	ボイラー選接+伊許の甲型		G 	昭34, 2.19 墓発 102号	1	同上	×	0
7	ボイラー溶接士免許の更新	HJIDI O	局長		İ	同上	×	0
7	ボイラー溶接工免許の更新	Major o	/QJIX	昭36.7.4 基収2730号		同上	×	0
7	ボイラー溶接士免許の更新 	AJIO7 G	/slix	昭36.7.4 基収2730号 昭42.4.3 基発 450号		同上	×	0
7	ボイラー溶接工免許の更新	A3IDI G	/RJIX	昭36.7.4 基収2730号		同上	×	0
7	ボイラー溶接主免許の更新	AJIO7 G	/GJIX	昭36.7.4 基収2730号 昭42.4.3 基発 450号		同上	×	0
·	ボイラー溶接工丸計の更新		/QIX	昭36.7.4 基収2730号 昭42.4.3 基発 450号		同上	×	0
クレー	-ン等安全規則に基づくもの)			昭36.7.4 基収2730号 昭42.4.3 基発 450号 昭48.4.17 基収1199号	BII0-2			
•	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付	則9-2	署長	昭36.7.4 基収2730号 昭42.4.3 基発 450号 昭48.4.17 基収1199号	7.44	1か月	×	0
クレー	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付			昭36.7.4 基収2730号 昭42.4.3 基発 450号 昭48.4.17 基収1199号	7.44	1か月 同上		
クレー 1 2	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え	則9-2 則9-3	登長	昭36.7.4 基収2730号 昭42.4.3 基発 450号 昭48.4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3	1か月 同上	××	00
クレー	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定	則9-2 則9-3 則5-3-②	医	昭36. 7. 4 基収2730号 昭42. 4. 3 基発 450号 昭48. 4.17 基収1189号 法令で明確 → 法令で明確 → 昭46. 9. 7 基発 621号	則9-3	1か月 同上 同上	×××	000
クレー 1 2	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え	則9-2 則9-3	登長	昭36. 7. 4 基収2730号 昭42. 4. 3 基発 450号 昭48. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 昭46. 9. 7 基発 621号	則9-3	1か月 同上	××	00
クレー 1 2 3	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷事試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再	則9-2 則9-3 則5-3-②	医	昭36. 7. 4 基収2730号 昭42. 4. 3 基発 450号 昭48. 4.17 基収1189号 法令で明確 → 法令で明確 → 昭46. 9. 7 基発 621号	則9-3	1か月 同上 同上	×××	000
クレー 1 2 3 4	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付	則9-2 則9-3 則34-3-② 則59-2	医	昭36. 7. 4 基収2730号 8642. 4. 3 基発 450号 昭48. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3	1か月 同上 同上 同上	× × ×	0000
クレー 1 2 3	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷事試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再	則9-2 則9-3 則5-3-②	医	昭36. 7. 4 基収2730号 昭42. 4. 3 基発 450号 昭48. 4.17 基収1189号 法令で明確 → 法令で明確 → 昭46. 9. 7 基発 621号	則9-3	1か月 同上 同上	×××	000
クレー 1 2 3 4	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付	則9-2 則9-3 則34-3-② 則59-2	医	昭36. 7. 4 基収2730号 昭42. 4. 3 基発 450号 昭48. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9 -3 則159-2 引159-3	1か月 同上 同上 同上	× × × ×	0000 0
クレー 1 2 3 4 5	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷筆試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 努動式クレーン検査証の再 移動式クレーン検査証の書 替え	則9-2 則9-3 則34-3-(2) 則59-3	智養 書 局 長	昭36. 7. 4 基収2730号 昭42. 4. 3 基発 450号 昭48. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 比46. 9. 7 基発 621号 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3	1か月 同上 同上 同上	× × ×	0000 0
クレー 1 2 3 4 5	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の書 替え デリック検査証の再交付	則9-2 則5-3 則34-3-(2) 則59-3 則59-3	医器器局局 最長長長 長 長	8836. 7. 4 基収2730号 8842. 4. 3 基発 450号 8848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3 則59-2 見59-3 則59-2	1か月 同上 同上 同上	× × × × ×	0000 0
クレー 1 2 3 4 5 6 7	クレーン検査証の再交付クレーン検査証の再交付クレーン検査証の書替え 可重地験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の再 デリック検査証の再交付 デリック検査証の悪替え	則9-2 則9-3 則34-3-(2) 則59-3 則59-3 則99-2 則99-3	名名	8836. 7. 4 基収2730号 8842. 4. 3 基発 450号 8848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3 則59-2 則59-3 則59-2 則99-2	1か月 同月 同日 同日	× × × ×	0000 0 00
クレー 1 2 3 4 5 6 7	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の書 替え デリック検査証の再交付	則9-2 則9-3 則34-3-(2) 則59-3 則59-3 則99-2 則99-3	医器器局局 最長長長 長 長	8836. 7. 4 基収2730号 8842. 4. 3 基発 450号 8848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3 則59-2 則59-3 則59-2 則99-2	1か月 同上 同上 同上	× × × × ×	0000 0 0
クレー 1 2 3 4 5	クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷書試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の書 替え デリック検査証の再交付 デリック検査証の構替え エレベーター検査証の再交	則9-2 則9-3 則34-3-(2) 則59-3 則59-3 則99-2 則99-3	名名	8836. 7. 4 基収2730号 8842. 4. 3 基発 450号 8848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3 則59-2 則59-3 則59-2 則99-2	1か月 同月 同日 同日	× × × ×	0000 0 00
1 2 3 4 5	-ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査部の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の審 替え デリック検査証の審替え デリック検査証の審替え エレベーター検査証の再交 付	則5-2 則5-3 則34-3-② 灵59-2 則59-3 則39-2 則39-2 則39-3 則143-2	名	836. 7. 4 基収2730号 842. 4. 3 基発 450号 848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3 則59-2 則59-3 則99-2 則99-3 則143-2	1か月 同日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	0000 0 000
クレー 1 2 3 4 5 6 7	クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷書試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の書 替え デリック検査証の再交付 デリック検査証の構替え エレベーター検査証の再交	則9-2 則9-3 則34-3-(2) 則59-3 則59-3 則99-2 則99-3	名名	8836. 7. 4 基収2730号 8842. 4. 3 基発 450号 8848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3 則59-2 則59-3 則59-2 則99-2	1か月 同月 同日 同日	× × × ×	0000 0 00
フレー 1 2 3 4 5 6 7 8	ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の書替え デリック検査証の審替え エレベーター検査証の再交付 エレベーター検査証の再交付 エレベーター検査証の再交付	則5-2 則5-3 則34-3-② 灵59-2 則59-3 則39-2 則39-2 則39-3 則143-2	名	836. 7. 4 基収2730号 842. 4. 3 基発 450号 848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3 則59-2 則59-3 則99-2 則99-3 則143-2	1か月 同日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	0000 0 000
1 2 3 4 5 6 7 8 9	ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の審 替え デリック検査証の再交付 デリック検査証の審整え エレベーター検査証の再交 付 エレベーター検査証の審整 え	則5-2 則5-3 則5-3 則59-3 則59-3 則39-2 則99-3 則143-2	医复数 人名 医多种 医皮皮皮 医皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮	8836. 7. 4 基収2730号 8842. 4. 3 基発 450号 8848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3 則59-2 見59-3 前99-2 則59-3 則143-2	1か月 上上上上 上上上上 上	× × × × × × × ×	0000 0 000 0
クレー 1 2 3 4 5 6 7 8	ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の書替え デリック検査証の審替え エレベーター検査証の再交付 エレベーター検査証の再交付 エレベーター検査証の再交付	則5-2 則5-3 則34-3-② 灵59-2 則59-3 則39-2 則39-2 則39-3 則143-2	名	836. 7. 4 基収2730号 842. 4. 3 基発 450号 848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則3-3 則59-2 則59-3 則59-3 則143-2	1か月 同日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	0000 0 000
1 2 3 4 5 6 7 8 9	ン等安全規則に基づくもの) クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の審 替え デリック検査証の再交付 デリック検査証の審整え エレベーター検査証の再交 付 エレベーター検査証の審整 え	則5-2 則5-3 則5-3 則59-3 則59-3 則39-2 則99-3 則143-2	医复数 人名 医多种 医皮皮皮 医皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮	8836. 7. 4 基収2730号 8842. 4. 3 基発 450号 8848. 4.17 基収1199号 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	則9-3 則59-2 見59-3 前99-2 則59-3 則143-2	1分月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	0000 0 000 0 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の再交付 クレーン検査証の書替え 荷重試験省略の認定 移動式クレーン検査証の再 交付 移動式クレーン検査証の書 替え ブリック検査証の再交付 デリック検査証の審替え エレベーター検査証の審替 え 工レベーター検査証の審替 え 建設用リフト検査証の再交 付	則3-2 則3-3 則34-3-② 則59-3 則199-2 則143-3 則1143-3	医多种 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇 医牙唇	昭36. 7. 4 基収2730号 昭42. 4. 3 基発 450号 昭48. 4.17 基収1199号 法令で明確 → ようないのようないる。	則3-3 則59-2 見59-3 則59-2 則59-3 則143-2 則143-3	1か月1カ月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	× × × × × × × ×	0000 0 000 0
クレー 1 2 3 4 5 5 6 7 8 9	クレーン検査証の再交付クレーン検査証の再交付クレーン検査証の書替え荷重地験省略の認定移動式クレーン検査証の再交付移動式クレーン検査証の再交付デリック検査証の審替え、エレベーター検査証の審替えエレベーター検査証の審替え、正とベーター検査証の審替え、建設用リフト検査証の再交	則5-2 則5-3 則5-3 則59-3 則59-3 則39-2 則99-3 則143-2	医复数 人名 医多种 医皮皮皮 医皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮皮	昭36. 7. 4 基収2730号 昭42. 4. 3 基発 450号 昭48. 4.17 基収1199号 法令で明確 → ようないのようないる。	則3-3 則59-2 見59-3 則39-2 則59-3 則143-2 則177-2	1分月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	0000 0 000 0 0

(ゴン	ドラ安全規則に基づくもの)							
1 2	ゴンドラ検査証の再交付 ゴンドラ検査証の書替え	則8-2 則8-3	局長	法令で明確 法令で明確	11124 -	1か月 同上	×	0 0
(製造	時等検査代行機関等に関する	規則に基づく	もの)				_	1
1	検査業者質録証の氏名等の 書替え	則19の17-1	局長	法令で明確・	則19の17-1	1か月	×	0
2	管官へ 検査業者登録証の検査機械 等の審替え	見19の17-2	局長	法令で明確・・・	則19の17-2	同上	×	0
3	校金業者登録証の再交付	見119の18-1	局長	法令で明確 →	則19の18-1		×	0
(機械	等検定規則に基づくもの)						-	
1	型式検定合格証の有効期間の更新	見911	代行機関	昭53.2.10 基発 80号		1か月	×	0
2 3	型式検定合格証の再交付型式検定合格証の審換え	則12 則13	代行機関 代行機関		m==	配上	×	00
(粉じ	ん障害防止規則に基づくもの) .			/			
1 2	粉じん作業非該当の認定 粉じん則の一部適用除外の 認定	與2-1-① 與3-1	局長 署長	昭54、7.26 基発 382号 昭54、7.26 基発 382号		1か月 同止	×	00
(有機	溶剤中毒予防規則に基づくも	စ)				'	'	·· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1	有機則の一部適用除外の認定	則3-1	署長	法令で明確 →	見3-1	1か月	×	0
2	に 同所排気装置等の特別の許可	見313-1	署長	昭53.12.25 基発 707号		周上	×	0
3	有機器/等健康/24mの特例 の許可	見31-1	署長	8835.10.31 基発 929号		周上	×	0
(鉛中)	サア防規則に基づくもの)	1		-		l	L	
1	鉛業務の一部適用除外の数 定	則4-1	署長	法令で明確 →	則之	1か月	×	0
特定	七学物質等障害予防規則に基づ	づくもの)						I1
1	特化則の一部適用除外の認 定	月 / 6-1	署長	8258.7,18 基発 383号		1か月	×	0
(作業)	環境測定法に基づくもの)			,				
1 2	指定講習機関の指定 作業環境測定士記録	法32-1 法14	局長指定試験	法令で明確 → 法令で明確 →	作環則45 作環則15	1か月 同止	×	00
3	作業環境測定士の登録	法20-2 法7	機関指定登録	法令で明確 →	法5、9-3、則5	周上	×	0
4	作業環境測定機関の登録	法32の2-1 法33	機製 局長	法令で明確 →	法34-1、34-2、則54	配上	×	0
(作業)	制境測定法施行規則に基づくも	න)				·		
1	作業環境測定土登録証の書替え	則13の2-1	指定登録機関	法令で明確 →	則13の2-1	1か月	×	0
2	作業環境測定土登録証の再 交付	則13の2-1	指定登録	法令で明確 →	見り3の2-1	同上	×	0
3		則56~1	局長	法令で明確 →	到56-1	同上	×	0
4	作業環境測定機関登録事項 等の 書 替え	A156-5	局長	法令で明確 →	∯J56-2	同上	×	. 0
(作業環	境別定基準に基づくもの)		_			<u>-</u>		
1 2 3	作業環境測定特例許可 作業環境測定特例許可 作業環境測定特例許可	基準2-3 基準10-3 基準13-3	署長 署長	平 2. 7.17 基発 461号 平 2. 7.17 基発 461号 平 2. 7.17 基発 461号		1か月 同上 同上	×	000

(じん肺法に基づくもの)

1	労働者の随時申譲のじん肺 管理区分の決定	法15-3	局段	昭53. 4.28 基発 250号 「じん新標準エックス線		2か月	×	0	
				フィルム」 「じん肺診査ハンドブッ ク					
2	寧業者の随時申請のじん肺 管理区分の決定	法16-2	局長	昭53. 4.28 基発 250号 「じん肺標準エックス線		<u>a</u> t	×	0	
-				フィルム」 「じん 航診査 ハンドブッ ク」	,				

労災関係

(労働者災害補償保険法に基づくもの)

.,	三、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	,	,		·, ····	,	
番号	処分內容	根拠条文 (条-項-号)	処分権者	審査基準	標準処理期間	公職会の 開 催	理由の提示
1	未支給の保険給付の請求に 対する決定	法11-1 法11-2	器長	昭41. 1.31基発 73号等	死亡した者に対して支給すべき保 険給付の種類による。 ただし、支給決定はあったが支払 われていないものについては、1 か月とする。	×	0
2	業務災害の保険給付の請求 に対する決定	法12028-2	器長	昭53. 3.30基発 186号等		×	0
3	魔害(補償)年金の改定	法15002		8841、1.31基第 73号等	ただし疾病に係るもの 6か月 なお、疾病のうち包括的救済規定 に係るものは上記に含めず、標準 処理期間を定めない。 1か月	×	0
4	遺族(橋償)年金の改定	法22の3-3 法16の3-3	響長	昭41、1、31基発 73号等	1か月	×	0
		法22の4-3 法16の4-1	智長	昭41. 1.31基発 73号等	1か月	×	0
5	遺族(稽償)年金の転給	後段 法22の4-3					
6	遺族(補償)年金の転給	法16の5-1 後段 法22の4-3	響長	昭41.1.31基発 73号等 	1か月	×	0
7	遺族(補償)年金の支給停止 の解除	法16の5-2 法22の4-3	名長	昭41. 1.31基発 73号等	1か月	×	0
8	遠族(補償)年金の支給停止 等に伴う年金の改定	法16の5-3	響長	昭41、1.31基発 73号等	1か月	×	0
9	適族(橋償)年金の転給	法16の9-5 法22の4-3	署畏	8841. 1.31基発 73号等	・ 1か月	×	0
10	療養給付の請求に対する決定	法22-1	图 图 图	6848.11.22基発 644号等	1か月	×	0
11	体業給付の請求に対する決定	法22の2-1	署長	昭48.11.22基発 644号等	1か月	×	0
12	障害給付の請求に対する決定	>±22 003-1	署長	昭48.11.22基発 644号等	3か 月	×	0 -
13	遺族給付の請求に対する決定	法22の4-1	器長	昭48.11.22基発 644号等	4か月	×	0
14	た	法22の5-1	響長	8848.11.22基発 644号等	4か月	×	Ο.
15	中小事業主等の特別加入の	;± 28−1	局長	昭40.11. 1基発1454号等	2か月	×	0
16	中小事業主等の特別加入の脱退の承認	法28-2	局長	昭40.11. 1基発1454号等	1か月	×	0
17	一人親方等の特別加入の承認	法29-1	局長	昭40.11. 1基発1454号等	2か月	×	0
18	ー人親方等の特別加入の脱退の承認	>±29-3	局長	昭40.11. 1基発1454号等	1か月	×	0
19	海外派遣者の特別加入の承認	法30-1	局長	昭52, 3.30基発 192号等	2か月	×·	0

		T					
20	海外派遣者の特別加入の脱退の承認	法30-2	局長	昭52. 3.30基発 192号等	1か月	×	0
21	障害補償年金差額・時金の 請求に対する決定	法58-1	署長	昭56.10.30基発 696号等	1か月	· ×	0
22	障害補償年金前払 助金の 請求に対する決定	法59-7	署長	昭56.10.30基発 696号等	3か月	×	0
23	遺族補償年金前払 り時金 の 請求に対する決定	法60-1	署長	8850, 1. 4基発 2号等	4か月 (ただし疾病に係るもの 6か月) なお、疾病のうち包括的救済規定 に係るものは上記に含めず、標準 処理期間を定めない。	X	0
24	障害年金差額 時金の請求 に対する決定	法61-1	署長	BB56.10.30基発 696号等	1か月	×	0
25	障害年金前払 助金の請求 に対する決定	法62-1	署長	昭56.10.30基発 696号等	3か月	×	0
26	遺族年金前払一時金の請求 に対する決定	法63-1	署長	8850、1、4基発 2号等	4か月	×	0
労働	基準法に基づくもの)						
1	労働者の筆過失の認定	法78	署長	BB20.6.9基収2675号等	1か月	×	0 '
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づくもの)

1 業務上災害に関する特例給 法18 付の支給決定	響長	昭41. 1.31基発 73号等	保険給付に同じ	×	0
2 通勤災害に関する特例給付 法18の2 の支給決定	署長	昭41. 1.31基発 73号等	保険給付に同じ	×	0

不利益処分一覧表

監督関係

(労働基準法に基づくもの)

番号	処 分 内 容	根拠条文(条一項一号)	処分権者	処分基準 (通達年月日、番号) *法令で明確な場合除く	判断基準となる法令 (当該法令)	軸間 又は弁明の別	理由の提示
				(処分基準定めること歴	離な場合その理由)		
1 2	貯蓄金管理中止命令 非常災害等の理由による労 働時間延長・休日労働許可	法18-6 法33-1	男醫 异曆	昭27、9.20 基発 675号 平 6、9.30 基発 613号 婦発 274号	法18-6 法33-1	护明	00
3 4	の取消 代休附与命令 一せい休憩線外許可の取消	法33-2 法34-2	图 長 習 長	(整備通達記の3) 昭22. 9.13 発基 17号 平 6. 9.30 基発 613号 婦発 274号	法33-2	井明 斑 聞	00
5	監視・断続的労働に従事する音に対する適用除外許可	法41 -3	署長	(整備函差2の3) 平 6. 9.30 基発 613号 帰発 274号	·	糖型	0
6	の取消 児童の使用許可の取消	法56-2	署長	(整備配達記の3) 平 6. 9.30 基発 613号 爆発 274号	法56-2 年少則9	陳聞	0
7	労働契約の解除	法58	署長	(整備)配達記の3) 処分基準を画一的に定める 定できず	ことが困難なため設	弁明	0
8	交替制による深夜業時間延 長許可の取消(年少労働者):	法61-3	署長	平 6. 9.30 基発 613号 婦発 274号		聴聞	0
9	深夜業予認の取消	法64の3-1- ⑤	署長	(整備通達記の3) 平 6. 9.30 基発 613号 爆発 274号		製造	0
10	交替制による深夜業時間延	法64の3-2	署長	(整備配鑑記の3) 平 6. 9.30 基発 613号	• • • •	糜划	0

	l						
	ランファンド・マンドのサイン (大学)			婦発 274号 (整備配金記の3)	\ <u></u>		
11	長許可の取消(女子労働者) 教業訓練に関する特別許可	法73	局長	平 6. 9.30 基発 613号 姆発 274号		陳潤	0
12	の取消 就業規則変更命令 事業附属寄宿舎の工事着手	法92-2 法96の2-2	署長 局長及び	(整備函数203) 法令で明確 →	法92-2	弁明 行手法13-2-①に	00
13 14	学業的属者信含の工学信子 差し止め等命令 事業的属者信舎の使用停止	法96の3-1	署長			より適用除外 行手法13-2-①(こ	0
••	等命令(使用者に対するも の)		器長			より適用除外	_
15	事業附属寄宿舎の使用停止 等命令(労働者に対するも の)	法3 6の3 - 2	局長及び			行手法13-2-①に より適用除外	0
労働	基準法施行規則に基づくもの)						
1	断続的な宿道又は日直勤務 許可の取消	到23	碧長	平 6. 9.30 基発 613号 婦発 274号 (整備影動記の3)		陳聞	0
2	集団入坑の場合の時間計算 特例許可の取消	則24	署長	平 6. 9.30 基発 613号 婦発 274号 (整備追蒙記の3)			0
3	休憩自由利用除外許可の取消	則33-2	智長	平 6. 9.30 基発 613号 婦発 274号 (整備動動記の3)	AU33-2	克 賀	0
事業	1	<u> </u>					
1	事業附属寄宿舎規程適用特例許可の取消	規程36	署長	平 6. 9.30 基発 613号 婦発 274号 (整備函数2の3)	規程36	韓間	0
最低	L 電金法に基づくもの)	<u></u>	L		<u></u>	_!,	
1	最低資金適用除外許可の取 消	法 8	局長	平 6. 9.30 基発 613号 爆発 274号 (整備高載2の3)		映 聞	0
	<u> </u>		<u> </u>				
資金(の支払の確保等に関する法律	をラくもの					
資金 の 1	貯蓄金の保全措置に係る命	法	署長	B251. 6.28 発基 92号	法3	弁明	0
	貯蓄金の保全措置に係る命令 未払賃金の立替払における			8851. 6.28 発基 92号 法令で明確 →	法3 法8-1	弁明 行手法13-2-④に より適用除外	0
1	貯蓄金の保全措置に係る命 令	法4	署長	,	法8-1	行手法13-2-④に	_
1 2 3	貯蓄金の保全措置に係る命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る返還等命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る返還等命令	法4· 法8-1 法8-2	署長局長局長	法令で明確 →	法8-1	行手法13-2-④に より 適用除 外 行手法13-2-④に	0
1 2 3	貯蓄金の保全措置に係る命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る返還等命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る連帯返還等 命令 時間の短縮の促進に関する臨 労働時間協議実施計画の承	法4· 法8-1 法8-2 持措置法に基	署長局長局長	法令で明確 →	法8-1	行手法13-2-④に より 適用除 外 行手法13-2-④に	0
1 2 3 労働	貯蓄金の保全措置に係る命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る返還等命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る速帯返還等 命令	法A-1 法B-1 法B-2 措置法C基	署長 局長 局長 ブくもの)	法令で明確 → 法令で明確 →	法8-1 法8-2	行手法13-2-④に より適用除外 行手法13-2-④に より適用除外	0
1 2 3 労働 1 2	貯蓄金の保全措置に係る命令 令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る返還等命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る連帯返還等 命令 時間の短縮の促進に関する臨 労働時間短縮実施計画の承 勢の取消 労働時間短縮実施計画の承	法A-1 法B-1 法B-2 措置法C基	署長局長局長の大きののである。	法令で明確 → 法令で明確 →	法8-1 法8-2 法8-3	行手法13-2-④に より適用除外 行手法13-2-④に より適用除外	0
1 2 3 労働 1 2	貯蓄金の保全措置に係る命令 令 未払賃金の立着地における 不正受給に係る返還等命令 未払賃金の立替地における 不正受給に係る連帯返還等 命令 時間の短縮の促進に関する臨 労働時間短縮実施計画の承 認の取消 労働時間短縮実施計画の承 認の取消 労働時間短縮実施計画の承 認の取消 労働時間短縮等を がしている。 がしている。 の取消 労働時間での承 のの取消 労働時間での承 のの取消 労働時間での承 のの取消 労働時間での承 のの取消 労働時間での承 のの取消 労働時間での承 のの取消 労働時間での承 のの取消 労働時間での承 のの取消 ののの取消 ののの必 ののののののののののののののののののののののののののののののの	法4- 法8-1 法8-2 法8-2 法12-2	署長 局長 局長 高長 高長及び	法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 平 4. 9. 1 基発 494号 法令で明確 →	法8-2 法8-3 法12-2	行手法13-2-④に より適用除外 行手法13-2-④に より適用除外	0
1 2 3 労働 1 2	貯蓄金の保全措置に係る命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る返還等命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る連帯返還等 命令 請問の短縮の促進に関する臨 労働時間短縮実施計画の承 認の取消 労働時間短縮実施計画の承 認の取消 労働時間短額実施計画の承 認の取消	法4- 法8-1 法8-2 法8-2 法12-2	署長 局長 局長 る人もの) 局長	法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	法8-1 法8-2 法8-3 法12-2 法17 家労則10~21	行手法13-2-④に より適用除外 行手法13-2-④に より適用除外 RN RN RN	0 0
1 2 3 3 5 5 6 6 7 1 2 2 2 2 2 2 2 2	財富金の保全措置に係る命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る返還等命令 未払賃金の立替払における 不正受給に係る連帯返還等 命令 時間の短縮の促進に関する臨 労働時間短縮実施計画の承 認の取消 労働時間短縮実施計画の承 認の取消 労働時間短縮実施計画の承 認の取消 労働時間短縮実施計画の承 認の取消 労働時間短縮 変の取消 労働時間短縮 変の取消 労働時間短縮 変の取消 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法4 法8-1 法8-2 法8-2 法12-2 法12-2	署長 局長 局長 及び 署局長 及び 署 局長 の できる できる できる できる できる できる できる できる しゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 → 法令で明確 →	法8-2 法8-3 法12-2 法17 家労則10~21	行手法13-2-④に より適用除外 行手法13-2-④に より適用除外 感動 表動	0 0

3		···						_				
5 元分空衛生管理者の機関										井明	0	7
6											1 -	
合き合う おはられる おはられる おはられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる およられる おようれる まようれる まよ	٦		MINUTE E		10023	. 3.11	39871	5 /3/5		ਸਾਅਤ		
8	6		法15の2-2	警長	6625	. 5.11	基分	* 737号		建	0	
9 特徴素部の理解形所 10 特徴素者の深熱呼止命令 活が4-1 2 外部の別用 12 外部の別用 13 分許の別用の呼止 14 指定教育機関の形態の別別 15 粘定教育機関の形態の別別 16 接続特制部を選工事の進し 止か、変理命令 17 '中本得止、選絡物の使用 分上の心を 18 '中来得止、選絡物の使用 分上の心を 18 '中来得止、選絡物の使用 分別が関かし上の。 18 '中来得上、選絡物の使用 分別が関かした。 18 '中来得上、選絡物の使用 分別が関かした。 18 '中来得上、選絡物の使用 分別が関かした。 18 '中来得上、選絡物の使用 分別が関かした。 18 '中来得上、選絡物の使用 分別が関かした。 18 '中来得上、選絡物の使用 分別が関かした。 18 '中来自身、 18 '中,自身、 18 '中									1			
9	8	検査業者の登録取得	7 20 34025~1	同袋		ATT?	ても月曜	₽ →	法54005-1		0	
2										网络		
12 気許の助力の事止	l			1					1			1
33												
14 指出教育機関の指定の取消 流7-2 売長 流令で明確 → 流7-2 行手流13-2-公正 とり透明線外 ○ 日子が13-2 元7-2			1									
15 計正学数階級担工等の定性 ・									1 **.*			
16 無数物等設置工事等の差し 法8-7 無数	15	指定教習機関の指定の取消	法77-2	局長		\ *	75980 4	: _>	注77-2			
17		建設物等設置工事等の差し				74 I-	C 4785	• ′	/A// E			
### ###	17		3±98-1	息息37f								
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	"	停止命令等		審長								
19	18		! 法98-2 !								0	
20	19	作業停止、建設物等の使用	法99-1	1							0	
#止余令等 法93の2-1 法93の2-2 法2-2 法2-2 法2-2 法2-2 法2-2 法32-	20		%±00_2									
対する対象災害時務的止講 1月4-4 1月5-1 1月	LV		71100 2									
香暖館の指示 「一方機 2 例 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1	21		法99の2-1	局長		法令	(明確	\rightarrow	法99の2-1	弁明	0	
1 有機則の一部適用除外の認 則4-4 署長 法令で明確 → 則3-1 職別 ○												l
1 有機則の一部適用除外の認 則4-4 署長 法令で明確 → 則3-1 職別 ○	有機		D)						I	_L		J
2 有機治育等健康診断の特例 則31-5 需長 法令で明確 → 則31-1 顧知 ○ 計画的 ○ 計画	13186	T		1					·			1
新可の政済	1		貝山4-4	器長		法令	CURRE	\rightarrow	則3-1 	東 智	0	
1 記業務の一部適用除外の認 即4-4 署長 法令で明確 → 即2 類型 ○ 定の取消	2		則31-5	署長		法令	明確	→	則31-1	南州	0	
対した 対	鉛中電	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		11								į
注の取消 特定化学物質等障害予防規則に基づくもの) 特に側の一部適用除外の認 則6-5 署長 密58. 7.18 基発 383号 則6-1 聴動 ○ かん作業非該当の認定の 則2-6 即3 即3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ 取3 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1	鉛業務の一部適用除外の認	則4-4	署長		法令で	明確	→	則 2	BEN'N	0	
1 特化則の一部適用除外の認 則6-5 著長 第58.7.18 基発 383号 則6-1 聴動 ○ おしん「神客防止規則に基づくもの) 1 粉しん「作業非該当の認定の 則2-6 局長 第54.7.26 基発 382号 則2-1-① 聴動 ○ 取消 粉しん則の一部適用除外の 則5-5 署長 854.7.26 基発 382号 則9-1 聴動 ○ 下業母意別に法ごをもの) 1 不正受験者の合格取消 法17 法20-2 機関 法令で明確 → 法17 押明 ○ 2 不正受験者の受験禁止 法17 指定試験 法令で明確 → 法17 押明 ○ 3 指定調習機関の指定の取消 法32-2 機関 法令で明確 → 法22-2 技術法3-1 より適用除外 ○ 4 指定講習機関の指定の取消 法32-2 局長 法令で明確 → 法32-2 安衛法53-1 より適用除外 取削 ○ 6 作業環境測定機関の登録の 法34-1 局長 法令で明確 → 法34-1 安衛法3-1 より適用除外						723 10	,,,,,,			76340		
定の取消 おしん/作業非験当の認定の 取2-6 局長 密54. 7.26 基発 382号 取2-1-① 取取 ② 取取 ③ 取取 ③ 取取 ③ 取取 ③ 取取 ③ 取取 ③ 取取 ④ 取取 ■	特定化	上学物質等障害予防規則に基づ	づくもの)							····	,,	
定の取消 おしん作業非験当の認定の 見2-6 局長 密54. 7.26 基発 382号 見2-1-① 聴聞 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ 取消 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1		則6-5	署長	5 6 58.	7.18	基発	383号	∯/6~1	韩初约	0	
1 粉した/作業非験当の認定の 則2-6 局長 密54.7.26 基発 382号 則2-1-① 取的 ○ 取的 ○ 取的 ○ 取的 ○ 取的 ○ 取的 ○ 取的 ○ 取的		定の取消									-	
2 取消 かじん則の一部適用除外の 則3-5 署長 配54.7.26 基発 382号 則3-1 職間 ○ 常元の取消 ○ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	紛じん	「障害防止規則に基づくもの)									-	
2 粉じん側の一部適用除外の 則9-5 署長 8854.7.26 基発 382号 則9-1 聴聞 ○ 株式の取消 大工で受験者の合格取消 法17	1		則2-6	局長	6 2 54.	7.26	基発	382号	則2-1-①	脑机	0	
作業環境測定法に基づくもの) 1 不正受験者の合格取消 法17 指定試験 法令で明雇 → 法17 期間 ○ 20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 機関 法20-2 規関 法32-2 反応法33-1 より適用除外 法32-2 反応法33-1 より適用除外 日本に講習機関の指定の取消 法32-2 反応法3-1 より適用除外 日本に講習機関の登録の 法34-1 局長 法令で明雇 → 法34-1 安修法3-1 より適用除外 日本に対して、100円に対しで、100円に対して、100円に対して、100円に対して、100円に対して、100円に対しで、100円に対して、100円に対して、100円に対して、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100円に対しで、100	2	粉じん則の一部適用除外の	則9-5	署長	昭54.	7. 2 6	基発	382号	∮ 19-1	陶 閩	0	
1 不正受験者の合格取消 法17 法定試験 法令で明確 → 法17 壊割 ○ 2 不正受験者の受験禁止 法17 接機関 法令で明確 → 法17 押明 ○ 2 指定調整機関の指定の取消 法32-2 局長 法令で明確 → 法2-2 安徽法33-1 より適用除か 取消 ○ 5 作業環境測定機関の登録の 法34-1 局長 法令で明確 → 法32-2 安徽法33-2 安徽法33-2 安徽法33-2 安徽法33-2 安徽法33-2 安徽法33-2 安徽法33-2 安徽法33-2 安徽法33-2 安徽法33-1 より適用除か 取消 ○ 5 作業環境測定機関の登録の 法34-1 局長 法令で明確 → 法32-2 安徽法33-1 安徽法3-1 より適用除か		総定の取り						İ		<u> </u> i		
2 不正受験者の受験禁止	作業理	境測定法に基づくもの)		Т								
法20-2 機関 法20-2 機関 法32-2	1	不正受験者の合格取消				法令で	明確	→	法17	地質	0	
3 指定調整機関の指定の取消 法32-2 局長 法令で明確 → 法32-2 安徳法53-1 より適用除か 4 指定講警機関の指定の取消 法32-2 局長 法令で明確 → 法32-2 安徳法53-2 表34-1 日長 法令で明確 → 法32-2 安徳法53-2 表34-1 日東消 法34-1 日東消 法34-1 日東消 法34-1 日東消 法34-1 日東前法3-1 より適用除か	2	不正受験者の受験禁止	法17	指定試験		法令で	明確	→	法17	弁明	0	
4 指定講管機関の指定の取消 法32-2 局長 法令で明確 → 法32-2 類間 ○ 5 作業環境測定機関の登録の 法34-1 局長 法令で明確 → 法34-1 行手法13-2-②に ○ 取消 より適用除外	3	指定講習機関の指定の取消				法令で	明確	\rightarrow	7.77		. 0	
5 作業環境測定機関の登録の 法34-1 局長 法令で9)2種 → 法34-1 行手法13-2-2℃に ○ 取消 安衛法53-1 より適用除外	4	指定講習機関の指定の取消	法32-2	局長		法令で	明確	\rightarrow	法32-2		0	
25/2014	5	<u> </u>	法34-1	局長		法令で	明確		法34-1		0	
	6	FILE . INC L	法34-1	局長		法令で	明確					

7	取消作業環境測定機関の業務の	法34-1	局長	法令で明確	→	法34-1、53-2	#明	
'	停止命令等	Z204 I	19334	/A 12 C 9/3 LE	•	, MO4 17 00 E	[[,-],	
8	作業環境測定機関の登録の	法34-2	局長	法令で明確	→	法12-1、34-2	行手法13-2-2/に より適用除外	. 0
9	取消 作業環境測定機関の登録の	法34-2	局長	法令で明確	→	法12-2	解説	0
10	取消	≒3 4-2	局長	法令で明確	→	法12~2	弁明	0
,,,	停止命令等	/AJ4 Z			•	,	,,,,,,	
11	作業環境測定機関の業務規	法34の2-2	局長	法令で明確	→	法34の2-2	弁明	0
12	程の変更命令 作業環境測定士に対する研	法44-1	局長	法令で明確	→	法44-1	弁明	0
10	修受講の指示 事業者等に対する研修受講	法44-2	局長	法令で明確	→	法44-1	弁明	
13	の指示	72X44-C	19/JPK	ATT C 4万吨	•	7244	71-73	

(作業環境測定基準に基づくもの)

2 作業環境測定特例許可の取 基準10-5 署長 平 2. 7.17 基発 461号	聴聞	0
消 3 作業環境測定特別計可の取 基準13-5 署長 平 2.7.17 基発 461号 消	驗單	0

(じん肺法に基づくもの)

1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1		作業の転換の指示 法21-4	局長	BB53. 4.28	基発 250号		弁明		0	
---	---	--	----------------	----	------------	---------	--	----	--	---	--

労災関係

(労働者災害補償保険法に基づくもの)

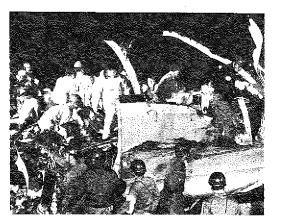
番号	処 分 内 容	根拠条文 (条-項-号)	処分権者	糖聞又は弁明の別 (適用除外の場合には行政手続法 上の根拠条文/条-項-号)	処分。基準 (通速年月日、番号)	理由の提示
1 2	不正受給者からの費用徴収 参業主への逐帯納付命令	法12の3-1 法12の3-2	局長	行手法13-2-④により適用除外 行手法13-2-④により適用除外	8840. 7.31 基発 306号等 8840. 7.31 基発 306号等	00
3	障害(補償)年金の改定	法15の2 法22の3-3	響長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	0
4	通族(補償)年金の改定	法16の3-3 法22の4-3	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	0
5	遺族(補償)年金の改定	法16の3-4 法22の4-3	發長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	0
6	失権による不支給決定	法16の4-1 前段 法22の4-3	署長	「行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	0
7	遺族(補償)年金の支給停止	法16005-1 前段 法22004-3	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41.1.31 基発 73号等	0
8	適族(補償)年金の支給停止 に伴う年金の改定	法16の5-3 法22の4-3	署長	行手法13-2-④バニより適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	0
9	失権による不支給決定	法16の9-4 後段 法22の4-3	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭41. 1.31 基発 73号等	0
10	傷病(補償)年金の改定	法18の2 法22の6-2	署長	行手法13-2-④バこより適用除外	昭52. 3.30 基発 192号等	. 0
11	學業主からの保険給付費用 の徴収	法25-1	局長	行手法13-2-④により適用除外	略47. 9.30 基発 643号等	0
12 13	費用徴収 中小事業主等の特別加入の 承認の取消	法25-2 法28-3	局長	行手法13-2-②により適用除外 聴聞	昭48.11.22 基発 644号等 昭40.11.1 基発1454号等	0
14	学院の政治 一人親方等の特別加入の承認の取消	法29-4	局長	聰 蜀	6840.11.1 基発1454号等	0
15	海外派運者の特別加入の承認の取消	法30-2	局長	 	昭52.3.30 基発 102号等	0
16	受診拒否等の場合の一時差止め	法47の3	署長	行手法13-2-④により適用除外	昭40 .7.31 基発 906号等	0
1 1		ı l			1 '	

人為含义です意应安全政策

中華航空機墜落事故原因追究に関する疑念

榖本道也

熊本労働安全衛生センター事務局次長



昨年4月の中華航空機A300型機の事故については、残念ながら同事故調査団の調査の方向は、パイロットミス説が有力になってきているように思えます。

しかし、たとえパイロットミスという人為的なミスがあったとしても、それをカバーするハード面・ソフト面でのシステムが備えてあったなら墜落は回避することができたのではないかと思われる点もあり、その点に関する追究が不足しているように感じられます。 どういう点が不足しているのか、ここに「安全の問題」として提起させていただきたいと思います。

システムに潜伏した危険性

マスコミ等の報道によりますと、中華航空A300 型機の墜落事故は、自動着陸復航モードにセットさ れたコンピュータが、パイロットの機首下げ操作に 反発して、水平尾翼・昇降舵を過度の機首上げ状態 になるところまで作動させてしまい、その結果、機 体が棒立ち状態になり失速し墜落したといわれて います。

このことは、とりもなおさず、自動着陸復航モードにセットされているコンピュータは、操縦捍の動き、あるいは操縦捍に加えられた力の向きとは逆向

きに水平尾翼・昇降舵を動かすようにプログラミングされていることを物語っています。

なぜ、こんなプログラミングになっているかと言えば、自動着陸復航モード時において、今回のように操縦捍とコンピュータを電気的につないだシステムにしておくのも、例えば、アメリカ方式(自動着陸復航モード時において、何らかの理由で、もし操縦捍が動かされた場合、操縦捍とコンピュータとの接続が切れる方式)への反省があったからだと思われます。

アメリカ方式の場合、仮に、パイロットが急死したりして操縦桿に持たれかかったり、自分で気づかないままに操縦桿を押したりした場合は、操縦桿とコンピュータの接続は絶たれますので、接続が絶たれたコンピュータは、その修正を行いませんから、操縦桿の動きどおりに水平尾翼・昇降舵は機首下げ方向に動き、安全高度を失う結果、墜落にいたったケースも過去にあり、その反省として、そのようなシステムが取り入れられたと言われています。

ですから、今回の事故のように、バイロットの機 首下げの操作に対して、これを自動的に修正するた め、コンピュータが操縦桿の動きとは逆の方向に水 平尾翼・昇降舵の角度を修正して、着陸復航時の正 常な上昇角度を保持するようなプログラムやシス テムになっていたとしても、それなりの理由はある と思われます。

ただし、今回の事故のように自動着陸復航時モードの場合、修正のために操縦拝の動きとは逆方向に、水平尾翼・昇降舵をどのくらい動かすのか、そして、動かした結果、棒立ち状態になるのを防ぐためには、水平尾翼を動かす上下角を操縦捍に加えられた力や動きから検出するのではなく、機体の実際の上下角度と水平尾翼・昇降舵の角度から直に検出する必要があります。

この方法を採らない限り、操縦桿とコンピュータをつないだままの自動着陸復航モード時のプログラムは、今回のように、もし操縦桿が押され続け、かつ、このモードを解除できない場合、機体を棒立ち状態にさせてしまう危険性(欠陥)がシステムの中に潜伏してしまうことになります。

つまり、自動着陸復航モード時に操縦捍が動かされ、かつ、このモードを解除できないというふたつの条件がそろい、かつ、手動によるタブ(昇降舵の)操作を行わなかった場合、100%の確率で墜落する危険性を潜伏させていることになります。

今回は、このモード時に実際に操縦捍が動かされ、かつ、このモードの解除もできなかったために、 必然的にその危険性が発現したものといえます。

対策はマニュアルの「注意書き」だけ

もちろん、機体メーカーは、A30型機の開発・設計・生産のどこかの時点で、この重大な危険性がシステムの中に潜伏していることに気づいていたのです。だからこそ、この危険性が現実のものとならないよう膨大な操縦マニュアルの中に、一片の「注意書き」として「自動着陸復航モード時には操縦捍を動かしてはならない」という注意事項を記載せざるを得なかったものと考えられます。

このことは、この潜伏している危険性によって事故が起こり得ることを、メーカーは充分に予測し知っていたことを示しています。この意味でも不可抗力の事故とは言えないのです。問題は、一片の注意書きで済ませてしまい、コンピュータブログラム上も、機体の操縦系統の設計上も、その改善を行わず、操縦マニュアルに対する人間(パイロット)の注意力に頼って解決しようとしたことにあります。つま

り、この潜伏している危険性をシステム面で取り除くことを回避し、これを安上がりに済ませられるマニュアルの注意事項として書き込むことで対応し、 人間側つまりパイロットの注意力に転嫁してしまったと言えます。

それが、一片の注意書きとして「自動着陸復航モード時には、操縦捍を動かしてはならない」「動かすのなら、そのモード解除ボタンを押してから、操縦早を動かせ」という、操縦マニュアルに記載されるにいたったとしか他に考えようがありません。着陸進入時の忙しいときにはミスを誘発しやすいやり方です。

このようなシステムになっていたことと、そのシステム故に「自動着陸復航モード」を解除することのシステム上の重要性をパイロットが理解していなかったから起きた事故である、いわゆるパイロットミスというわけです。

言い換えれば、パイロットは、自動着陸復航モード状態においては、機の操縦については「すべてコンピュータにまかせよ! ということです。

そうしないと今回のように、そのモードで、もし 操縦捍を動かし続けた場合、操縦捍の動きとは反対 の方向に水平尾翼・昇降舵が作動して危険な状態 に陥り回復不可能になるということです。マニュア ルに禁じてある、絶対にしてはならない操作をやっ てしまったという致命的なパイロットミスと言わ れる由縁です。

こういうことから、このA300型機の安全システムは、マニュアルに禁じてある事項に対しては、バイロットが絶対に判断ミスをすることはない、もし判断ミスを起こしたら、もう助からないという作りに結果としてはなっています。

ミスは1回だけは許すが2回重なると乗客は助からない作りに元々からなっていたとしか言いようがありません。

揺らいだ設計の安全思想

では、いったいなぜこんな作りになっていたので しょうか?

自動着陸復航モード時には、機の操縦はすべてコ ンピュータに任せるべきだという電子系の自己完 結型の思想でシステムを作っておきながら、なぜ、 コンピュータにとっては、外からの(操縦捍からの) 入力が伝達されるような矛盾したシステムになっ ていたのでしょうか。

つまり、このモード時に限っては、操縦桿の動き がコンピュータに伝達されないようなシステム設 計が、なぜとられていなかったのか? 重大な疑念 が残ります。

今回のように、コンピュータが、すべてを制御して自動着陸復航モードにある場合、このコンピュータにとっては「外乱」ともいえる人間側(パイロット)の操作する操縦捍の動きとコンピュータは完全に切り離されて自己完結型のシステムになっていなければならないはずです。そうしておけば、いくら操縦捍を動かしたとしても機体が棒立ちになることはなかったのです。

つまり、人間の操作から切り離し、コンピュータに機体の姿勢を制御させるなら、そして機体メーカーが言うように、それがこの機の設計上の特徴的な安全思想だというのなら、自動着陸復航モード時に、なぜコンピュータは、人間の操作保縦捍の動き)から入ってくる入力(外乱)から完全に遮断され防御されるような自己完結型の設計になっていなかったのか、そこには深い矛盾と疑問が残ります。

しかもなぜ、操縦桿の動きとは逆に、機体が棒立 ちになるところまで水平尾翼・昇降舵を動かし続 けるような設計になっていたのか?

ここには、とても単純な設計ミスとは思えないような要素が含まれているように思われます。 ここに、機体のコストと安全性の相克に、設計の安全思想が迷い揺らいだ痕跡を見る思いがします。

このことが、この機の設計思想のあるべき概念 (ソフト)と、実際に設計されたシステム(ハード)と の矛盾を生じさせ、その谷間に中華航空は墜落して いったとも思えるのです。

なぜなら、今回のように操縦捍の動きとコンピュータがつながっていたとしても、機体の実際の上下方向の角度の検出を水平尾翼・昇降舵の角度から読み取るように設計されていたならば、操縦捍の動きとは逆の動きを続け危険な棒立ち状態になるまでもっていくような操作システムにはならなかったからです。

ここには、コンピュータソフトのシステム設計概念と、機体操縦システム設計概念との両立し得ない 矛盾が起きていると感じられるのです。

操縦桿とコンピュータの接続システム

ではなぜ、そのような自己矛盾的な設計になって いたのでしょうか?

一見、いくら矛盾していることでも、そこには、 機体メーカー側にとって、それなりの理由や必然性 というものがあるはずです。

こういう視点から考えると、機体メーカー側にとっては、たとえ自動着陸復航モード時ではあっても、操縦捍とコンピュータを電機的につないでおかなければならない理由があったからだと考えるのが自然です。以下、その点について考察をしてみます。ここで、操縦捍とコンピュータが電気的(電気信号で)につながっているという意味は、次のような意味です。

機体には、姿勢を制御するための、主翼の左右にある旋回用の補助翼、水平尾翼と昇降舵、垂直尾翼に設けられている方向蛇があります。

これらを操縦捍で動かす場合、今では小型機を除き、操縦捍の動きをワイヤーローブなどで機械的に伝達しているのではなく、操縦捍の動きをいったん電気信号に変えて、その信号を、あとで述べますモードスイッチを介してコンピュータに伝え、さらに、そこから補助翼、水平尾翼・昇降舵、方向舵を動かす電気モーターや電気油圧モーターに伝えて動かしています。一般にフライバイワイヤ方式と呼ばれています。つまり、操縦捍からは、常時、操縦捍の動きに応じた電気信号がコンピュータに送られ、機体姿勢の制御のための補助翼を動かすシステムになっています。これが通常飛行中のシステムです。

問題は、機体メーカーが、自動着陸復航時に備えて、それ専用の別システムを作らずに省略をして、この通常飛行中の信号システムを、極めて安易にモードスイッチひとつを設けることで「逆接続」にして、自動着陸復航モードにも兼用しようとしたことにあるのではないかという疑念に突き当たります。つまり、モード切り替えのスイッチひとつで、ハ

ード面は通常飛行モードと自動着陸復航モードの 両方に兼用できるという、一見したところ一石二鳥 のうまい発想だといえます。当然、先の欠陥に気づ いた後においても、操縦マニュアルに注意事項とし て書き込めば、設計のやり直しもしなくて済みます し、制作費も安くつきます。したがって、このモー ド切り替えスイッチひとつあれば、そして、このス イッチが正しく使われさえすれば、機体制作のコス ト低減と自動着陸復航時の安全性は両立するはず のものであったのです。

だから、操縦桿とコンピュータを切り離すわけに はいかなかったのです。これを、マニュアルで解決 しようとしたのです。これが失敗であったことは明 らかです。しかし、それでも墜落は、まだ避ける方 法があったと思われるのです。

機体姿勢の検出システム

そこで着目すべき点は、自動着陸復航モードに切 り替えられた時点での水平尾翼・昇降舵の角度、お よび、その後、刻々変化する尾翼の角度の検出を、 システム設計上でどこでどのようにして行うよう になっていたかということです。

つまり、今回の事故は、「コンピュータの反発」 と言われているように、刻々と変化する機体の姿勢 制御の初期条件および過渡条件の判断基準を、機体 の実際の姿勢ではなく、パイロットが操縦捍に加え た力や、操縦桿の動きを基準にして判断するような システムをとっていた可能性を否定しきれないか らです。だから、自動着陸復航時においても操縦撲 とコンピュータを切り離すわけにはいかなかった のではないかという疑念が払拭できないのです。

なるほど、通常飛行モード時には、操縦捍の動き と機体の姿勢は「正反応の状態」にありますから、 操縦桿の動きや加えられた力を基準に、機体の姿勢 を判断するようにしておいても問題はないのかも しれません。

しかし、自動着陸復航モード時には、そのモード スイッチによって、操縦捍と水平尾翼・昇降舵は 「逆反応状態」に変わりますから、そういう逆ハン 状態になっていることを知らない、あるいはそのモ ードを解除できない場合は、操縦桿の情報がコンピ ユータに伝わり続けます。

よって、操縦捏を元に戻すか、操縦捏から手を離 さない限り、コンピュータはプログラムどおり、エ ンジンをフルパワーにし、水平尾翼・昇降舵を上げ 舵いっぱいにとって機体の上昇角度をどこまでも 上げ続け、ロケット並みの推力を持たない限り、つ いには速度を失い、同時に翼も全ての機能を失い墜 落することになります。しかし、それでも、コンピ ュータや電気回路の中に、このような危険性が潜伏 していたとしても、もう一方の、機体側に次のよう な設計がしてあったなら墜落は防げたはずなので す。つまり、水平尾翼と機体との角度の検出を、必 要な都度、実際の機体の上昇角度・降下角度との関 係で行うように設計してあったら、機体が下向きの 降下姿勢になってもいない状態で、コンピュータが 水平尾翼・昇降舵に上げ舵をとらせる余地はなく なり事故は防げたはずです。

しかし、ハード的には、機体が上昇角度にあるの か、逆に降下角度にあるのかの検出を操縦捍の動き から情報を得ていたために、モードスイッチで操縦 捍の動きを逆転させて、機体を自動的に復航上昇姿 勢に持っていく任務を与えられているコンピュー タは、機体の実際の姿勢とは関係なく、下げ舵をと った操縦捍の動きを不適切な逆の操作であるとみ なし、それを修正する内臓プログラムにしたがっ て、上げ舵を水平尾翼・昇降舵にとらせ続けた結果 棒立ち状態にまでなったと思われるのです。よっ て、自動着陸復航モードに切り替えた瞬間と、その 後の機体が、どういう姿勢にあるかの検出を操縦捍 の動きではなく、実際の機体の姿勢から読み取り、 その情報にしたがって水平尾翼・昇降舵を動かす ような専用システムが設けてあったならば、今回の 事故は起きなかったと思われます。

安上がり技術にみる共通性

しかし、実際には操縦席計器盤の面積効率を上げ るためか、制作費を安く上げるため、操縦捍からの 信号を両方に兼用しようとしたのです。コンピュー タと操縦桿を接続したまま切り離す設計にしなか ったのも、そのような理由からだと推測できるので す。ここに、電気的な回路だけから情報を得ようと

する現代の安上がり技術の潮流を見る思いがする のです。

例えば、原子炉の緊急炉心冷却装置に大量の水を 加圧して送り込む冷却水ポンプも、実際に、指示通 りに動いているかどうかは直接的・機械的には検 出されず、炉心の状態が、どうもおかしいという状 態になって初めて、指示通りに動いていないという ことがわかるシステムになっていました。その間に 致命的ともいえる時間を失っています。スリーマイ ル島の原子炉融解事故もこうして起こったのです。

ダグラスDC10型機の貨物室半ドアによる最初の 墜落事故も、ドアを閉める電気信号通りにはドアが 閉まってはいないまま離陸していったのです。つま り、電気的に指示を流し、それを機械的に検出し指 示元に返してやり、指示どおりになっているかどう かをチェックするというシステム概念が欠けてい るのです。

実際に、機体の上下角と水平尾翼・昇降舵との相 互関係が、どれほど危険な状態になっていたのかを 知るすべも、また、そうならないためのシステムの サポートもないまま、パイロットは混乱の極地に達 していたのです。マニュアルを読み直しシステムを 把握し直す時間は、もう失われていたのです。

今回の中華航空のA300型機も、電気回路やコン ピュータ回路から情報を得ることの利便性、そし て、このような電気技術者が机上の設計として好ん で用いる「モード概念」と、操縦装置をはじめとす る機体設計というメカニカル概念の整合性が十分 に吟味されていません。

しかも、それ故に生じた、このふたつの技術領域 の相克やもたれあいというシステム上の欠陥を、こ れまた、安上がりに一片のマニュアルに書き込んで 済ませてしまうという、航空機の安全を、いわば現 場の人間の注意力に転嫁していたのです。その相恵 と矛盾の谷間に乗客の皆様の命が消えていったと 思えるのです。

今回の事故調査は、こういう観点からの調査がな されているのか疑問です。

安全思想の再検討を

人間は必ずミスを犯すという思想的前提で作ら

れているはずの航空機が墜落したとき、その主たる 原因がパイロットのミスであるとする、自己矛盾も はなはだしい主張をするような機体メーカーや事 故調査団は、航空機の制作や事故原因調査にかかわ る資格などありません。

ここには、マン-マシンのインターフェースにお ける思想と技術論の不在という、安全性や信頼性と いうものに関する現代機械技術や技術者の思想の 底の浅さが見えているように感じられるのです。そ の点ではわれわれ素人も同罪です。

結論として、以上のように、仮に、パイロットが 自動着陸復航のモードを解除しないまま、操縦桿を 動かしたというミスを犯しても、機体側に、次のよ うな設計あるいはシステムが設けてあったら墜落 は回避することができたと思われます。

- ① 自動着陸復航時ではあっても、パイロットがミ スを犯して操縦捍を動かす可能性が否定できな い以上、仮に、そうしたとしても、その力や動き がコンピュータに伝わらないよう、操縦捍からコ ンピュータに送られる電気信号とコンピュータ の機体制御プログラムモードを完全に切り離し、 別の専用システムを装備する。
- ② 機体の上下方向の姿勢の検出を、操縦捍から電 気的に読み取るのではなく、機体の軸線と水平屋 翼の実際の角度から機械的に読み取るようにす る。
- ③ 上記の①と②の概念のすり合わせを十分に行 い、設計思想や概念の谷間や矛盾がないよう十分 吟味する。

以上のうち、どれかひとつでも実現されていたな ら、たとえパイロットが今回のようなミスを犯して も墜落は回避できたはずです。

安全設計とは、一般に、ふたつの系の相互関係に おいて、片方の系の欠陥が、もう片方の系によって カバーされるようになっていなければ安全設計の 意味がありません。今回の中華航空機は、A300型 機の電子系統と機械系統の、このふたつの系の欠陥 が、お互いにカバーしあうどころか逆に助長しあっ た負のフィードバックのループにはまり込み、その 中に墜落していったと思えるのです。これらを「ミ ス」といっていいかどうか疑問です。

市民の監視活動で無謀で危険な解体工事に歯止め

今なお続く被災地のアスベスト飛散

中地重晴

環境監視研究所

震災から半年

思まわしい阪神大震災から早や6か月が過ぎまし た。被災地にも落ち着きが戻ったかのような報道が されていますが、まだまだ問題は山積みしていま す。いま、被災地は復興に向け、倒壊した家屋や構 造物の解体作業が進められています。解体作業は神 戸市で5割、他地域で6割以上進んでいると報告され ています。筆者の自宅の周辺は木造住宅の9割が倒 壊しましたが、いまは解体作業が進み、ほとんどの 家屋が取り壊され、更地になってしまいました。地 雲直後、2、3月は夜になると電灯もつかず、不気味 な感じでしたが、現在では空き地ばかりでまったく 違う光景になりました。区画整理地域に指定され、 道路や公園を広げる計画が建てられ、はたしてもと どおりの生活がおくれるのか不安に思っている人 も多いようです。安全センター情報95年4月号で報 告した被災地のアスベスト汚染の現状について続 報を報告します。

ネットワークの結成

既報のように、被災直後、「緊急性」を優先する 危険な解体工事が急ピッチに進められました。同時 並行的に解体工事が行なわれたため、粉じんの飛散 が問題になりました。長田区や中央区、神戸YWCA などのボランティアグループがマスクのカンパを 呼びかけ、全国から手作りのマスクが送られてきま した。また、東京のアスベスト根絶ネットワークや タレントのマリ・クリスティーヌさんが中心にな って、阪神大震災マスク支援プロジェクトを呼びか け、カンパで購入した防じんマスクを、被災地の小 中学校の生徒に配布する活動を行なっています。

これらの動きの中で、解体作業に伴うアスベスト 飛散の危険から自らを守りたいという住民の声も あがり、3月25日に「被災地のアスベスト対策を考 えるネットワーク」(略称・被災地アスネット)をボ ランティアと住民で結成しました。

まず手はじめに4月8日、東大のアスベスト根絶ネットワークや神奈川労災職業病センターの西田さんの協力を得て、現地調査活動や吹き付け材の見分け方の講習会を開催しました。4月13日には神戸市に対し、きちんとしたアスベスト対策を講じるよう要望書を提出し、環境保全部の担当者と話合いをもちました。また、5月27日には「見えない危険が飛んでいる!被災地のアスベスト対策を考えるシンポジウム」(30頁写真)を開催し、約200名の市民の参加を得、関心の高さを知りました。この前後、マスコミにも大きく取り上げられたため、電話による問い合わせがひっきりなしにかかってき、その応対にてんてこまいでした。被災地アスネットの代表電

話になった筆者の研究所には、1日20から30本の電話がかかってき、仕事にならない時もありました。

関心高いアスベスト電話相談

残念ながら、兵庫県や神戸市はアスベストに関し ては全く市民に広報しませんので、アスベストに関 する正確な情報が市民に伝えられていないと思い ます。それで、6月30日から7月2日までアスベスト 電話相談を実施しました。3日間で94件の電話相談 があり、人々の関心の高さが示されました。最も多 かった問い合わせは、自分の住んでいるところの環 境中のアスベスト濃度に関してでした。また、電話 で相談のあった危険な解体現場については実地に 観察し、2か所で吹き付けアスベストの存在を確認 しました。そのうち1か所は、われわれの通報をも とに、神戸市が解体工事を中止させ、アスベストの 除去工事を行なってから解体するような指導が行 なわれました。また、後述しますが、芦屋ハイツ翠 ケ丘というマンションの解体工事の説明会につい て協力してくれるよう、複数の住民の方から問い合 わせがありました。結局このマンションでは吹き付 けアスベストは見つからなかったのですが、アスベ スト含有建材の撤去を吹き付けアスベスト除去工 事並みにきちんと行なわせることになりました。

8月18日には、神戸市と兵庫労働基準局にこの間のアスベスト対策について説明していただきました。神戸市との話合いでは、冒頭、環境保全部長から吹き付けアスベスト発見に関して協力していただき、感謝されました。今までいろんな交渉をやりましたが、行政から感謝されたのは生まれて初めてです。その場で説明されたことは後述します。

兵庫労働基準局は、永井孝信議員が同席したこともあり、局長同席の上で労働衛生課長から説明を受けましたが、具体的な事例について監督署の指導内容がわからないので、もう一度書面で説明してもらうように要請しました。危険でずさんな工事を発見したら、一旦工事を中断させて除去工事を行なうよう指導すべきだと要請しましたが、労働安全衛生法の範囲内であれば何もできないという説明で、労働行政が今回のアスベスト汚染対策に不熱心なことが明らかになりました。要員を増やして、解体現場のパトロールをすべきだ。アスベストに詳しい人を

労災防止指導員に任命してほしいという問いには、 永井議員も前例にとらわれず検討するよう要請し ていただいたのですが、現在までのところよい返事 は返ってきていません。確かに解体現場の労災死が 多発しており、アスベストに限らず、危険な解体作 業には関し、指導する必要があり、労働行政に強く 要望したいものです。

地震直後から危険性を指摘されたアスベストの 飛散に関して、この間、市民運動として、ボランティアのネットワークを結成し、監視活動を行なった ことが、行政に対する牽制となり、無謀で危険な解 体工事に歯止めをかけることができたと自負して います。

おさまらないアスペスト汚染

被災直後の2、3月は水道も復旧せず、防じんシー トや散水もせずに、解体工事が進められているのが 目につきました。時間が経つにつれて、若干改善さ れて、足場を組んで防じんシートをかけ、散水をす るなどの対策がほとんどの解体現場で見かけられ るようになりました。しかし、神戸市内だけでも同 時に100か所近くの建物の解体工事が同時並行して 行なわれている現状の中では、粉じんの飛散を押さ えることは容易ではありません。環境庁は2月から 毎月被災地域17地点で、継続して環境中のアスベス ト濃度を測定しています。2~6月までのデータを見 る限り、幾何平均値では0.8~1.2本/況を示し、横 ばい状態だといえます。4月以降の測定結果では、 最高値が2本/な程度に大幅に減少しましたが、状 況は変わっていません。1993年度の環境モニタリン グの全国平均と比較しても、7、8倍高い値を示して います。また、解体現場周辺での測定では、平均値 が3.4~4.5本/以、最高値は19.9本/以と大気汚染 防止法で定められた排出基準を大幅に越えるとこ ろもあり、問題であることが明らかです。

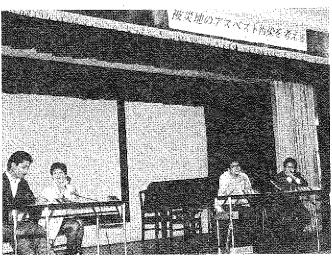
私たちの監視活動で見つかったことですが、解体 開始時はわからずに、工事がある程度進んでから、 鉄骨に吹き付け材が露出する例がいくつもありま した。ある有名中華料理店では、青石綿が露出し、 被災地アスネットから市と労基署に通報、一旦工事 を中止させ、アスベスト除去工事を行なった上で、 解体工事を行なわせるようにしました。中には解体 途中に吹き付け材が露出しても契約が完了しているため、そのまま解体作業を続行し、アスベストを飛散させた現場もいくつかあります。また、注意を要するものに19.9本/似という最高濃度を測定した解体現場は、神戸市の担当者の説明によると吹付けアスベストは確認されなかったそうです。ということは、吹き付けアスベストを見落として強引に解体したか、内装材や床材のアスベスト含有建材を重機で破壊、粉砕したため、アスベスト濃度が上昇したとしか考えられないところです。

市民の方からよく測定結果を比較して 高くなったかどうかを聞かれますが、ほと んど状況は変化していないと説明しています。おそ らく環境中のアスベスト濃度の上昇は解体作業が 完了するまで、あと約1年は続くだろうと予想して います。今回の地震によるアスベストの環境濃度の 上昇原因は吹き付けアスベストの飛散によるもの だけでなく、アスベスト含有建材の飛散が相当量関 与していると考えざるを得ないと思っています。

対応異なる兵庫県と神戸市

アスベスト飛散対策については、神戸市と兵庫県でかなり取り組みに差が出てきています。神戸市は、私たちが申し入れをしたり、被災直後から住民からの問い合わせが殺到し、アスベスト対策の取り組みについては精力的で、評価すべきだと考えています。担当の環境保全部指導課大気係は、5月末には「震災に伴う家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策に係る基本方針」を発表し、市民からの問い合わせの多かった神戸市内のアスベストの環境濃度を詳細に把握するために、面的測定と称して市内40か所の小学校で環境測定を実施しました。残念なことに9月初めでも結果がまとまらず発表されていません。市民の関心の高い調査なので、早急に調査結果を明らかにするべきだと考えます。

また、6月末から市内の解体を予定している建物をパトロールし、現在約370棟が残っており、その中で吹き付け材が発見されたものが47か所、そのうちアスベストが含有している可能性があるものが約30か所把握しているとのことです。かなり解体作



業が進み、更地になったところも多く、建物の裏側にも回り込めるようになったため、確認作業が容易になったようです。残された建物の多くは、東灘区のマンションと中央区の繁華街の雑居ビルで、どちらも区分所有者の意見の調整や権利関係が複雑で、解体の合意が得られず、取り残されている場合が多いようです。他の地域はこの秋までにはほとんどの解体が進むようですが、中央区の繁華街に関してはかなり長期化しそうな雲行きだそうです。アスベストの除去については、三者契約でビルの持ち主、施工業者、神戸市とで話し合うため、きちんとした対策をとらせるよう今後も指導していくとのことで、三宮の繁華街に関しては危険な解体作業がないか、今後は定期的にパトロールし、現場指導を強化するとの対応を説明してもらいました。

神戸市が把握しているところでは、アスベスト除去工事が完了または協議中のところが約40棟、それに解体予定の約30棟の合計約70棟だそうです。当初の見積りより約2倍になっていますが、このうちのいくつかは私たちや市民の人からの通報等で吹き付けアスベストの存在が明らかになったことによるものだと思います。ネットワークを作って監視活動を継続した成果だと考えています。

また、兵庫県の環境保健部環境局長名で、吹き付けアスベストの除去工事については外部の市民からも見えるところに掲示を出すように通知が出されました。被災地アスネットが要求していたことがとおり、一歩前進というところです。

それに対して兵庫県の対応はかなり鈍いもので す。6月末に、担当の大気課に問い合わせたところ、 吹き付けアスベストの存在を確認している建物は 20数か所、そのうち3か所で除去工事が完了してい る。グレーが40数か所あるというものでした。震災 から6か月も経っており、いまだにグレーといわれ るような建物が存在すること自体が行政の怠慢だ と考えます。さらに、兵庫県の担当者は芦屋ハイツ 翠ケ丘の説明会に、解体業者の依頼で出席し、周辺 住民からの強い希望で、解体業者とマンションの管 理組合理事長がアスベスト含有建材の吹き付けア スベストに準ずる除去工事を約束したことに対し、 そこまでやる必要性はないと決定に不満を表明し、 出席者から非難されるという失態を演じています。 県の担当者の後向きな対応は、今後厳しく糾して行 かなければいけないと考えています。

アスベスト含有建材の撤去は今後の課題

被災地域の環境中のアスベスト濃度が長期にわたり、全国平均よりも高いレベルを維持している原因としては、吹き付けアスベストの飛散だけでは説明できないと考えています。

確かに吹き付けアスベストは飛散しやすいため、きちんとした養生シートで建物を囲った後に、建物内を負圧にし、HEPAフィルターで集じんしながら作業を行なうということで、大がかりな工事になりますが、数年前に学校施設の除去が問題になった時点と比べ、専門業者も多くなり、きちんとした除去工事を行なう体制は十分あると思います。今回の震災による解体工事でも、専門業者が行なえば、それなりに対策はとられていると考えられます。問題は吹き付け材が発見されたにも関わらず、除去工事を行なわずに解体された建物からの飛散と、アスベスト含有建材からの飛散ではないかと考えます。きちんとした除去工事が行なわれなかった建物の件数は不明でなんとも評価できないのが残念です。

アスベスト含有建材はスレート瓦や天井材、内装材に使用されています。重機で粉々にする今回の解体作業では粉じんとして飛散するのは当然のことです。防じんのために散水を指導しているといわれますが、実際の効果はわかりません。重機で粉砕された建材からのアスベスト飛散が、被災地のアスベ

スト汚染に相当寄与していると思います。そうでなければ県と市の発表している合わせて50棟程度のアスベスト除去工事のために、これほど環境中のアスベスト濃度が上昇するとは考えられません。

今回の電話相談で、このアスベスト含有建材の除 去についてどうすればよいか問い合わせがありま した。実際例を今後の参考に紹介します。芦屋ハイ ツ翠ケ丘は戸数約100戸の大きなマンションです が、今回の地震で被災し、解体されることになりま した。解体作業による粉じん公害などに不安をもっ た住民の方が複数電話をかけてこられ、被災地アス ネットのメンバーが工事内容の説明会に参加しま した。あわせて、建物内を目視調査したところ、吹 き付けアスベストについては確認されず、階段と管 理人室の床にピータイル、廊下一部の天井にスレー ト板、トランクルームの間仕切りにスレート板が使 用されていたので、試料を採取しました。X線回折 で定性分析を実施したところ、クリソタイルの含有 が確認されました。再度説明会を開催して、アスベ スト含有建材は吹き付けアスベストに準じて養生 シートをしたうえで負圧集じんしながら、手ばらし で撤去することを業者に約束させました。

ここの解体は地元自治会との協議が整わず、開始 が遅れていますが、アスベスト含有建材の手ばらし 除去は先行して行なわれたようです。業者の誠意を 感じたと住民の方から報告がありました。

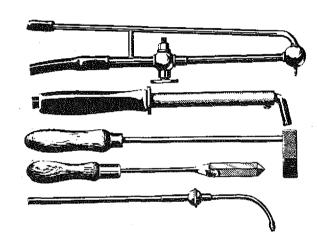
今後の対策として、アスベストの環境中への飛散 を抑さえるためには、アスベスト含有建材の撤去の ためにも、きちんとした対策を講じるようにすべき だと考えます。この点については国や行政に強く要 請していきたいと考えています。

また、今回の地震の教訓として、災害時、壊れたときに有害物や危険を発生するものは使用しない、普段から削減に努力することが大切だと知りました。復興に際して、アスベスト建材の使用禁止、ノンアス建材の使用奨励を行なうことが重要です。また、次の大地震に備えて、民間施設の吹き付けアスベストについては、国や行政が費用を援助して、除去工事を行なうことを奨励する対策を講じることが必要だと考えます。被災地アスネットとして今後全国にこの教訓を発信していきたいと考えています。

連載26

監督官第幾目記

井上 浩



春日部署の続き

前回の最後の方に「科学」からの抜き書きを 書いたが、雑誌を購読していたのではない。購 読していた頃もあったが、全部の論文を読むわ けでもないし、お金もないので、そこは職権を 利用し、会社の研究所などに行ってコピーをも らっていた。川越時代には東燃の平林さんにも らい、春日部ではどこだったか記憶していない。 現在では自治労安全対策室の原さんにもらって いる。いま残っているコピーには次のようなも のがある。なお、原稿書きに必要な古い法令の コピーは大蔵省主計局法規課の中村さんにもらった。 当時はコピー用紙は貴重品であったが、 主計局では分厚い本でも鮮明にコピーする機械 を自由に使用していて驚いたものである。

1966年11月 生命は分子進化の所産か? I 1967年2月 時間、空間および量子論 III 1967年4月 人類進化とその問題点 1967年7月 素粒子の相互作用の対称性 前々回の1968年6月6日の項に、労務士会を発 足させたことを書いた。ところが最近偶然にも 労務士側の手記が手に入ったので掲げておく。 今年になって春日部社労士会で30年記念誌? か何かを発行し、そこに当時の会創立に参加し た小山直樹社労士が手記を寄せたのである。 「昭和40年代に入り、原口又三郎氏(大宮)、をは じめ2、3人の会員の方が役所に出入りするよう になり、県下でもいち早く支部らしき体制をと りました。当時、春日部労働基準監督署の井上 監督官が、私共に非常に好意的に指導ください ましたことは、忘れることができません。しか し賃金構造基本統計調査等の協力もさせられま した。」

小山さんの弟さんも社労士で大成功されている。両社労士とも元労基署長を事務員として使用するほどである。1969年の日記に次のような記事がある。

2月23日(日)薄曇

午前中から小山兄弟来宅。弟独立開業のあいさつのため。月桂冠(個)を出す。

この頃の日々

1970年4月3日(金)曇雨

2日間休んで出勤すると、新任の浜田監督官が 来ている。早大を出たばかりの22歳の美青年で ある。会田監督官の隣りの机に座り仕事の説明 を受けている。局係長へ栄転の内野係長が辞令 を持ってあいさつに来る。古いしきたりだ。私 は辞令を持ってあいさつしたことは一度もな い。昼前から会議室で全員で労災書類の封筒入 れをする。第2課長の新井監督官が「単純作業に しては原価が高くつくな」と。会田監督官が封 筒を詰めながら話しかける。「残業を前提にして 勤務時間を決めてよいでしょうか「一体どうし たのですか」「P工業が就業規則を12時間=交替 制で出してきたのです。私はだめだと言ったの です」「それで」「常務が労働省の行政解釈を持 って来て、いいはずだというのです「36協定は どうなっているのですか」「それが出てないので す」「どちらにしても、残業を前提としない通常 の勤務時間についてまず決める必要があるでし ようね。年少労働者のこともありますからね。」

このことで昨日係長とずい分激論したという。 お互いの性格から考えてさもあらん。

夕方新任転任の歓送迎も含めて署長室で簡単な宴。新任の労災係金子事務官(現労働省補償課労災医療専門官)は落語をやり、浜田監督官は私は飲むと眠くなりますと言って横になる。会田監督官が宿直室から毛布を持って来てかけてやる。会田監督官は浜田監督官の早稲田の先輩である。(浜田監督官はなかなかの秀才であった。この後労働省監督課に転出され行田署で再会する。)

1970年4月16日(木)晴

今日から労災保険相談員が1名配属になる。20 年も前に監督署長をやり、つい最近までは労働 本省某課の補佐をしていた人である。それをめ ぐって昼の休憩時間に組合の職場会議。いつも のように会田監督官の元気の良い声。「国は行政 整理などといっておきながら、一方ではこうし て定員外の相談員制度を創設して事実上の増旨 をやっている。しかも現実に相談員に発令され るのは中央に関係のある準高級官僚か、せいぜ い地方の署長である。なぜ退職金も年金も少な い下級公務員を任命しないのか。上級公務員が 署に来ても労災保険の相談業務などできるはず がない。まことにふてぶてしい態度だ。」この会 田監督官のはげしい言葉が終らないうちに、隣 りの署長室から真っ赤に昂奮した署長が出てき た。署長は会田監督官の前まで来ると、怒りに 燃えた目でにらみつけながら、昂奪した声で呼 んだ。「ふてぶてしいとは何だ! 君はまだ相談 員の吉田さんを見たこともないくせに」突然踊 り出た署長に皆あっけにとられてぼかんとして 見つめる。会田監督官も真っ赤になって怒る。 「僕がふてぶてしいと言ったのは、吉田さんのこ とじゃないですよ。相談員制度のような変なも

のを勝手に作って古手の役人を任命する労働省のことをいったのです。」「いや。おれはそんなふうにはとれない。」署長は、なおも昂奮にふるえている。「いや。そんな意味ですよ。特殊法人や公社公団の問題と同じで、国民を馬鹿にしています。大体署長は何ですか。休憩時間中に職場大会をやっているのに感情的に干渉して」会田監督官もすっかり昂奮してきた。「何いってるか。職場大会でなく会田君の大会じゃないか。誰も発言していないじゃないか」やがて始業となり会議は終る。

問題の相談員制度は最近設けられたもので発 令は元署長が多い。机もりっぱなものである。月 16日出勤。事業場は激増しても定員は逆に減少し ているので、必要悪? として登場したのであ る。信田さんは良い人だったので、後に個人的 にも仲良くなったが急逝された。行政整理は、 1949年3月4日第3次吉田内閣時代に行政整理本部 が設置されてから本格的となり、最初一般的には 30%削減であったが、税務署55,912人、食糧事務 所34,463人、作物報告事務所19,626人、職業安定 所10.830人のみは20%削減、監督官は18%、警察 とか保安職員、刑務職員、学校職員、試験研究機 関、現業部門は0~20%の間の削減であった。し かし、経済成長に伴う業務量の増加により、いつ の間にか各省それぞれが工夫して、正規職員でな い職員を増加させてきたのであった。)

4月24日(金)晴

朝から事故現場へ直行する。まずM建設の現場 事務所へ。2年間の長い工期のため、現場事務所 も広くて堂々としている。所長や安全管理者、そ れに支店の安全課長等から発生状況について説 明を聞き現場へ。現場には横の鉄板が凹んで赤黒 い血の付着した発電機がある。地面にもべっとり と黒い血が流れ、その手前に花束がひとつ置かれ ている。死亡したのは35歳の元請の労働者である。事故は、工事用の鉄橋をかける工事が終了したので、それに使用した発電機をクレーンで吊り上げてトラックへ積み込もうとして発生したという。家族は奥さんと小学生の男児1人。会社からは労災上積みとして1,000日分の見舞金が出るという。下請の場合には一律100万円とのこと。遠くの川岸を見ると桜並木が続き、風が吹いて来ると雪のように散るのが見える。私は晩春の河辺に立った現場技術者の1人に声をかけた。

「皆さんはひとつの工事が終ると次の工事へす ぐ行かれるので、自宅に帰ることは少ないでしょ う。」

「そうです。自分の家で寝るのは合計して1年の うち1月か2月でしょう。」

「それじゃ奥さんや子供さんも大へんですね。」 「はあ。家内は大へんですわ。子供も小さいう ちにはおやじの顔を知らず、たまに帰って抱いて やっても泣きますわ。」

私は高速道路建設現場に立って、春の大気を胸ーばい吸い込むと歩きだした。(この現場はJR東北本線蓮田駅近くで車窓からよく見える。私はその後通る度にあの日のことを思い出して、あの黒い血の流れていた場所を見つめている。)

8月11日(火)曇

八汐商工会へ行き賃金調査謝礼5,000円を渡す。(この時、従来は領収書だけを書き、現金は役所へ渡していたといって返されたが、無理に受けとってもらった。)夕刻松岡教授宅へ行き学会誌論文原稿を受け取る。また一部訂正。(この頃、何の原稿だったか資本論の一部を引用したら、その部分が鉛筆で消されていたことがあった。私に対する教授の心配りであったのかもしれない。)

9月9日(水)曇後薄曇

午前は草加市の清水精工所、午後は同じくミド

リ安全工業の定期監督。月刊労働問題10月号を見ると"ある労働基準監督官の日記"が掲載されている。(これは原稿料2万円を受け取っている。)

10月28日(水)時々雨

午後局で新任監督官研修教官辞令を受く。午後 は埼玉銀行本店会議室で司法警察実務研修。(春 日部署へ新任監督官配属のための教官辞令であ る。)

11月14日(土)墨雨

午前6時50分金沢着。石川労働会館で講演。(翌日は富山県民会館で講演。その翌日午前6時5分大宮着。一旦帰宅して出勤。日記には1晩眠らずも身体快調とある。役所とは別の活動であった。)

11月20日(金)雨爨

朝早く組合の集会のため出勤。宿直拒否をめぐって激論。皆弱い。午後局で基準協会原稿を書く。 11月25日(水)晴曇

三島由紀夫自決。正午のニュースで署員驚く。 12月17日*休* 漫

有斐閣より電話。ジュリストに書いてくれと。 午後岩槻の"ほてい家"で署長とタクシー業者の 会合へ出る。(忘年会兼でもあったのだろうか) 1971年1月9日(土)晴

労務士協会員7人が小策を弄し、箱根へ招待する。断って署長とK庶務係長の2名に行かせる。 (小策が何だったか記憶にない。)

2月3日(水)晴

監督関係の監査を受ける。午前中は大野監督課長(都内某署で退職)も来署。鈴木監察官と会田監督官大いに口論。大野氏余りに強圧的。(6月23日の朝日新聞にプロジェクト猪代表として高橋公さんの顔写真が大きく出ていたが、会田監督官も同じ頃に活動していた激情家であった。今年4月の異動で川越署長になられたが、現在では大成されて自宅に窯を設け市内で個展を開かれたりし

ている。いつか会った折りに私に対して、いつまでも労働行政に関係したことをやっていて寂しいですねといわれた。高橋公さんとは1982年7月12·13の両日行を共にし、会津田島で公務災害の調査をした後、民宿"星乃井"に1泊し、組合幹部2名も入りワインを傾けたことがある。何度か激動の時代の話を何った。)

2月12日(金)墨

休んで東京都関係の児童福祉施設長訓練の講師。伊豆今井浜の東急ホテル。文字どおり紳士淑 女の集まり。熱心で感じ良し。

3月11日休)晴

風邪が抜けないが、朝早く川崎の日本鋼管へ。 労組の安全講演。横内氏(佐賀基準局長)より電話 あり。退官すると。(前出の私が監督係長のとき の監督課長)

3月26日(金)曇

地方労災補償監察官への発令内示あり。方面主 任監督官でなくてよかった。事業場監督の仕事か らようやく解放されてほっとする。ただし、労災 補償課長の感じは良くないが。

(この頃勤労意欲のなくなることもしばしばで、ある日会田監督官と出張したとき、退職して文筆や講演でもやっていきたいと思ったりしているといったら、現職にあればこそ依頼もあるので、退職したらだめではないですかという手きびしい言葉が返って来た。私自身は、陶淵明のいう『誤りて塵網の中に落ち、一去30年(当時の私は19年であったが)』という感じであった。この3度にわたって勤務した春日部署はこれで最後になった。最低時には2課制で定員わずか9名であったのが、現在は方面制で前述した相談員も含めると職員は31名に達するということである。)



車いす生活者の戦後50年史 九州の全資連九州が証言集を作成

全国脊髄損傷者連合会九州ブロック連絡協議会が、『車イス生活者の戦後50年史 われら市民めざせ21世紀』をまとめた(B5版158頁1,800円)。

10年をひと区切りに、それぞれ の年代ごとに受傷した会員が、受 傷原因、受傷時の状況、初期治療、 医療環境、入院時における事象、 障害をもって自分自身が思いめ ぐらしたこと、退院時における問 題・社会参加の問題、10~20年後 の未来について等々を書いた手 記を寄せている。時代背景がわか るように、貴重な記録写真ととも に、各年代ごとに、主な社会的出 来事及び障害者運動・脊髄損傷 者の状況等の年表と解説がまと められ、全脊連本部副会長新田輝 一氏の「連合会の結成から現在ま での活動経過及び今後の取り組 みについての提言」及び今年4月 に亡くなられた多賀谷真稔元衆 議院副議長、井上浩全国安全セン ター副議長、全脊連妻屋明事務局 長の発刊に寄せた文章を収録。

九州各県と沖縄の50名の方の 手記が載せられているが、ほとん どの人が自分の事故について初 めて書いたもの。戦後すぐから50 年代頃までは炭鉱事故が目立っ て多く、高度経済成長期には建設 労働者、その後は交通事故による 受傷者も増えている。受傷の原因 が日本経済の戦後史をそのまま 反映しているといってよい。

手記を寄せた中で受傷時期が 最も古い福岡県の佐藤久一さん (76歳)は、故郷四国に復員した 後、嘉穂町の炭鉱に就職し、1947 年7月に落磐事故で受傷した(当 時26歳)。3年間の入院後「自宅で 2年間過ごしましたが、家を改造 したわけではないし、車イスがあ るわけでもないし、痺イスがあ るわけでもないし、標値はひどく なる一方で妻の介護にも限界と の判断で、昭和27年に厚生年金病 院に入院(車イスに乗ったのはこ こが初めて)。…受傷以来48年間 を振り返ってみると入院、退院、 転院の連続でした。」

「私が受傷したときには労災法 はなく、その半年後に労災法が施 行されましたので、事故当時より 3年間は社会保険で入院。…あと 半年後に受傷していたらと思う と、…労災でないために病院代の 苦労をいやというほど味わって きました。」「今の私には、将来の ことはどうなるか想像もつきま せん。ただ願いたいのは私のよう な労災法成立以前に受傷した人、 または私傷の人に特別な援護法 ができることです。私のように長 く入院生活が続くと、労災とそう でない人との差は、月とスッポン です。この差が少しでも縮小され るような法が、1日でも早く成立 するのが、私の切なる望みです。」 全国脊髄損傷者連合会の前身 「全国脊髄損傷患者療友会」は、 国立箱根療養所と九州労災病院 の脊損患者が中心となった呼び かけによって、「医療費の無料化」 「所得保障の確立」「労災法による 終身年金制度の獲得」を3大目標

に1959年10月に設立されている。

「脊損者の発生は、九州では戦

後炭鉱労働者に始まり、建築・製 **造業、そして交通事故、スポーツ** 等に推移している。現在では頸損 者が多く、受傷年齢も若年化し、 また、無年金者も増加している。 所得保障の問題はもとより、地域 生活を保障する社会システムは 未だ用意されていない。長期療養 (病院)も(医療法改正に伴い)難 しくなっているのが現実である。 昭和50年代から当連合会も1県1 支部体制が急速に進められ、地域 を拠点とする支部活動が進めら れ、団体としての評価も受けてい るところである。…組織が大きく なり、活動範囲も拡大されると財 政の確立が不可欠である。35年の 歴史がありながらも、本会は未だ 役員の手弁当によって活動が行 われている。それに、脊髄損傷者 の人口は増加に比べ、会員数のは それほど拡大されていない、とい う現実を前提に、これからの本会 の運動の基本的な考え方及び方 向性・ビジョン、を整理すること が、現在の緊急な課題と考える。」 (織田晋平九州ブロック代表)

9月21-23日、福岡市で全国脊髄 損傷者連合会の第22回全国総会 が、「連合会の将来展望」をメイ ンテーマに開催される。

労組専従の過労死を逆転認定 大分●審査請求では認定基準改正後初めて

労働組合専従の被災者が、団体 交渉中に脳出血を発症・死亡し た事件について、大分労災保険審 査官は今年3月末に、大分労働基 準監督署長のなした遺族補償年 金・葬祭料の不支給決定を取り 消し、業務上の災害と認定した。

労働組合の専従オルグだった Aさん(死亡当時56歳)は、1988年 4月20日、午前中組合事務所で業 務を行い、午後、2つの会議をこ なした後、B社での団体交渉に参 加中に、椅子に座ったまま横に寄 りかかる状態で倒れ、救急車で運 ばれて治療を受けたが、約9時間 後に脳出血により死亡した。

遺族が、Aさんの死亡は業務上 の災害であるとして、大分労働基 準監督署に労災申請したが、大分 労基署は、1990年7月に業務外と した。その理由は、①Aさんは20 年以上経験のあるベテラン活動 家であり発症直前の用務が特に 過重となったとは考えられない、 ②1979年9月に脳出血で倒れた基 礎疾患があるが倒れる直前の組 合用務がこれを増悪させるほど の要因があったとは認められな い、③倒れた当日の団交の状態は 穏やかで興奮するようなことは なかった、④当日の会議等で関係 者と議論し興奮していたという が、ベテランで関係者よりも先輩 格であり興奮するに至るとは考

え難い、⑤組合員の問題でトラブルがあったというが1か月前に解決している、⑥帰宅がほとんど毎日夜の10時、11時になっていたというが午後5時以後帰宅までの間の用務は不明な部分が多い、等というものであった。

医証関係では、主治医は、「業務による疲労が今回脳出血の発病の一因となったと推定される」との意見。大分労基署が意見を求めた局医は、「血管の脆弱性という素因が出血の原因の主たるものと思われる」としながら、「局医による合同協議を希望」した。大分労基局労災医員協議会では、「素因があったために発病したものと思われる。業務上と認めるにたる所見はないものと考える」との意見であったという。

審査官の段階では、まず、大分 労基署の業務外理由で述べたこ と以外に、一度倒産したC社の再 建闘争を指導する中で様々な問 題が未解決のまま3日後に組合大 会開催が予定されていたこと、及 び、⑤の組合員の問題のトラブル で死亡翌日が労働委員会の第1回 証人尋問日であったこと、が新た に判明したと事実認定。

新たに知り得た事実の資料により、産業医科大学のD医師に鑑定を求めたところ、同医師は「被災者の死因は高血圧性脳出血の

再発であり、今回の出血発作に至 る直前の1週間及び1か月の業務 は量的に疲労をもたらすに充分 な程度のものであり、また、質的 には直前1週間の業務内容及び業 務に関連した事件の証人調べを 翌日に控えた心理的負担は精神 的負担として充分の強度を有し たと推測される。加えて、被災者 は脳出血の再発の危険度の高い 人であったことを考慮すると、業 務の加重負荷が被災者の有して いた脳血管の基礎病態を悪化さ せ、今回の出血発症に至らしめた ものと考えざるを得ない」との意 見であった。

審査官が、次のような判断を行っていることが特徴的である。

- ① 業務の質的面からみるに、オルグ専従者として、中小企業労組を指導する業務は、労組問題解決の困難性、解決点の見いだし難い交渉、労組の交渉や組合活動における対立点からくる精神的興奮や緊張、前回発症等の身体的不自由及び言語障の別ンディキャップ等での就労実態、いわゆる一般労働組合の専従者とは異質な業務は、被災者において、精神的負荷の伴う業務であったと考察される。
- ② 業務の量的面からみるに、毎日夜遅く帰宅し、休日もほとんどとれない状態で、一般労働者の業務とは異なる被災者の業務の性質上指導等は通常時間外に行われていた実態。さらに、担当分野は各々が責任をもって指導、解決するという実態、他に補助者のない組織上の問題もある就労実態から、業務

量の面から明らかに過重負荷 があったと認められる。

- ③ その他証人調べを翌日に控 えた精神的負担や、労組オルグ として同様の業務を行う者と 比べても多くの単組を抱える など相当過重であった。
- ④ 以上を、認定基準に基づき総 合的に判断するに、過去に脳出 血の既往歴があり直前まで医 師の管理下で職場復帰してい

た就労実態、業務の種々の要因 による精神的、肉体的負荷等が 基礎疾患を自然経過を超えて 急激に著しく増悪させ発症に 至ったと医学的に認められて いることから、当該被災者の発 症に業務が相対的に有力な原 因であったと判断される。

脳・心臓疾患認定基準の改正 後、審査官段階では初の世界と思った。



立てかけない。やむをえず立て かけるときはなわがけをする 等、転倒防止対策をしておく。

するため、高所に物を積んだ り、ひっかけたりするときは、 「棚をする」「囲いをする」「な わがけをする」等、落下防止対 策をしておく。

⑥事務所における防災対策

- 際に設置し、可能な限り金具な どで固定しておく。
- b戸棚の扉は、観音開きのものを 避けること。観音開きの扉に は、「掛け金」や「かんぬき」 をかけて、振動による内容物の
- cロッカーや棚におく物品は、可 能な限り重いものを下部に置 くようにする。
- dロッカーや棚が転倒した場合 にも、執務中の物に危害が及ば ないよう、可能な限り配置に留 意する。
- e什器類は、できるだけ重ね置き を避ける。特に1m以上の高さ の所に重ね置きすることを避 ける。
- (7)救急体制と救急用品(省略) ⑧備蓄食料等

業務上認定と思われる。 地震防災対策案を作成

兵庫●阪神大震災の教訓を全社に

阪神・淡路大震災後、富士レジ ンでは、安全委員会でいち早く地 震防災対策案を検討しました。各 地の支店等が大震災に遭っても 被害を最小限に止めることを主 眼においた案です。各職場で参考 にしてください。

I 日常の防災対策

就業時間中に「震度7」の地震 が発生した場合を想定して対策 をたてる。

①建物の防災対策

「震度7」に耐えうるかどうか、 診断しておく。耐震強度に不安が あるときは、「筋交い」による補 強等をしておく。老朽建築物は、 解体・撤去あるいは改築する。

②機械装置類の防災対策

転倒や滑り等を防止するため、 アンカーを打っておく。

③危険物の防災対策

法定の技術的基準に準じて、防 災対策をしておく。ペール缶、石 油缶等に入っている危険物の転 倒防止対策をしておく。

- a極端な積み重ねをしない。
- b積み重ねをした物は、「棚をす る」「囲いをする」「なわがけを する」等、荷崩れ防止対策をし ておく。特に第1石油類等、危 険性の高いものには特別に留 意する。
- c少量危険物倉庫に保管してい る危険物で、開封後の物は棚か らの落下や容器の転倒などに よる危険物の漏れ出しを防止 するよう「危険物倉庫の床上に 直接置いておく」とか「棚の最 下部に置く」「開封部を再度密 関する」等の防災対策をする。
- ④倉庫等に置ける荷崩れ防止対 策や荷の落下防止対策
- a棚等は転倒防止のため、止め金 等で固定しておく。
- b高所に置いてある物には、「棚 をする」「囲いをする」「なわが

けをする」等、荷崩れや落下を 防止する対策をしておく。

c重い物(比重の大きいもの)や 大きいものは1階に置くように し、2階には比較的軽い物(比重 の小さいもの冷小さいものを 置く。また物品を棚に置く場合 も、できるだけ重い物を下部に 収納する。

⑤作業場所における防災対策

- aはしごやパイプ等の長尺物を
- b物体の落下による危険を防止
- aロッカー、棚等はできるだけ窓
- 飛び出しを防止する。

当該事業所に所属する従業員 が2日間くらい凌ぎうるだけの食 料と水及び燃料とコンロを用意 する。

⑨情報機器の常備(省略)

⑩訓練

緊急時を想定した避難誘導訓 練をしておく。(以下略)

⑪共同入居者との連絡・協議

東京支店、名古屋、広島、福岡 の各営業所においては、ビル管理 者等に申し入れて、緊急時の対策 を協議するための連絡・協議組 織をつくる。

⑫その他の参考事項

東京工場と富士工場に、容積20 m³程度の防火水槽を設置する。

Ⅱ 地震発生時の防災対策

就業時間中に「震度7」の大地 震が発生した場合を想定して、人 的・物的被害を最小限に食い止 めるための緊急避難対策

①組織

- a地震が発生した地区の工場、支 店、営業所に、地震対策本部を 置く。
- b大地震が発生した地区の工場 長、支店長、営業所長は、地震 対策本部長として、緊急時にす べての職務を行う。
- c地震対策本部長は、必要に応じ て地震対策本部員を選び、必要 な職務を命ずることができる。
- ②従業員の義務(省略)
- ③行動基準
- aグラッときたら
- 1 手元の火を消す。湯沸器、 コンロ、ストーブ、タバコの 火を消す。
- 2 倒壊しそうな仕器から離れ
- 3 ヘルメットを着用し、頑丈

な什器(机等)の下に退避す る。「火を消せ」「落ち着け」 「机の下に入れ」などを大声 で連呼する。

b揺れがおさまったら

- 1 火の元の点検。
- 2 ガス元栓を閉める。電気器 具のプラグを抜く。 「完全に 火を消したか、もう一度よく 見ろ」大声で連呼する。

⑤火災が発生したら

初期消火をする。「火事だ!」 大声で連呼し、加勢を呼ぶ。勇気 を出して火を消す。

⑥初期消火に失敗したときは避 難行動に入る。自衛消防隊員や 上席の者は、安全な避難経路を

指示し、女性や高齢者を優先さ せて避難誘導をする。

- ⑦一応の避難が完了したら
- a人員を点呼し、残留者の有無を 確かめる。
- b地震対策本部長の判断により、 必要に応じて、より安全な場所 (公的避難所など)に移動する。 (以下略)

⑧事態が一応落着したら

必要最小限の保安要員を除い て、女性→高齢者→世帯主→単身 者の順に帰宅させ、自家の保安や 家族の安全を確保させる。

(尼崎労働者安全衛生センター ニュース第22号(4.30))から転載

トラック運転手の腰痛2例

東京・災害性認めようとしない労基署

Yさん(45歳 男性)は、1992年11 月、2トントラックの運転手とし て品川区のT社に就労した。運転 業務だけでなく、荷の精卸しも行 う。それもひとりで手積み、手降 ろしという労働内容だった。扱う 荷は、鉄材、酒類、食品、CD等 さまざま。納品のため倉庫まで運 ぶことも業務に含まれていた。

就労後2か月目位から腕、腰、 足に痛みを感じるようになる。会 社は休ませてくれず、売薬の痛み 止めや湿布を使っていた。

1993年3月、ぎっくり腰で1週間 休む。調子はよくなかったが、ゆ っくり医者にかかる時間もなく 就労を続けた。しかし、腕、腰の

痛みがひどくなり11月、亀戸ひま わり診療所を受診、休業に入る。

相談を受けた東京東部労災職 業病センターでは、労災申請のた め、業務内容の聞き取りをはじめ る。同時に、全国一般なんぶに加 入し、会社との交渉を行われた。

Yさんの症状について、主治医 の診断は「腰痛症、座骨神経痛、 頸肩腕障害」だった。

仕事が原因と訴えるYさんに、 社長は「わからない」と答えるだ け。事業主証明も行わなかった。 1993年12月、労災申請を行い、 翌年1月には作業内容をまとめた 意見書を品川労基署に提出した。 組合との交渉では、会社の安全

責任が追及された。社長は、ラジ オ体操をさせていたとか、腰痛予 防の資料を置いていたなど、嘘と 反論にならない弁明に終始した。 結局、ビラまきを含めた組合の行 動に、会社は見舞いの意をあらわ し、会社との交渉は解決となる。

品川労基署では、労災申請を受理した後、会社からの聴取を準備していたが、年度変わりで、担当者が転勤で変わったこともあったが、今年になってから労基署は、Yさんが休業に入る半年的(1993年3月)に腰痛で治療をしたことを取り上げ、当時の調査を行った。そして、Yさんに3月に受診する前に、業務で腰を痛めたことがなかったか問い合わせた。その次は、休業する11月の直前の作業をYさんに確かめた。これら一連の労基署の調査は、局医の方針に基づいて行われた。

今年5月31日、品川労基署は、 Yさんの1994年4月末までの休業 補償請求に支給決定を行った。請 求から1年半経過しての業務上認 定だった。支給決定理由を、労基 署は次のように説明した。

- ① Yさんは1993年3月、災害性 腰痛を発症した。同年11月から の休業は、3月の負傷の再発に よるものである。
- ② 傷病名については、腰痛症の み認める。座骨神経痛、頸肩腕 障害は認めない。
- ③ よって同年11月から翌年4月 末までの請求に限り支給する。 頸肩腕障害を含め、長期化が予 想される請求を打ち切るために か、このような理由を付けてきた のである。Yさんは未請求の1994 年5月から7月末までの3か月分の

休業補償を追加して請求した。

もう1例は、墨田区の運送会社で、4トントラックの運転手が仕事中に腰を痛め、労災認定された事例である。墨田区の喀運輸で働くS(47歳・男性)さんは、通常4トントラックの運転を努め、京浜地域を担当エリアとしてコンピュータ用紙やOA機器の配送の仕事をしている。紙の入ったケースの重量は約15~20kg。それを毎日50~60ケースをトラックに載せて配達して回るのである。

Sさんは、昨年6月に腰の痛みを感じて近くの病院に受診し、椎間板ヘルニアと診断された。そのときは、薬を飲みながら2~3週間ほど牽引治療に通院して症状が治まった。それ以来、今年4月に入るまでとくに腰に異常を感じることなく過ごしてきた。

再び腰に痛みを感じたのは、今年4月12日の仕事中。午前10時頃、配達先に到着し、紙のケースを荷台から台車に降ろしている際に、腰に痛みを覚えた。ちょうど雨が降り始めていたため、ケースが濡

れないようにピッチをあげて荷卸しし、台車に載せて配達先の軒先まで運搬するという作業を続けていたところだった。ひと通り仕事をやり終えたが、帰社してから腰の痛みが激しくなった。翌日仕事を休み、4月13日に亀戸ひまわり診療所を受診。腰部捻挫と診断され、鍼灸治療を中心に治療ししばらく休業することにした。

Sさんの腰痛は、運転、荷卸しなど腰部への過重な負担によるため、向島労基署に労災申請し、1か月後に認定された。Sさんの場合、災害性腰痛の典型として認定されたが、発症原因は腰部への過重な負担による疲労蓄積にある。災害性か非災害性かの区別は、本来国が決めた認定基準上の問題である。

肝心なことは、抜本的な対策としていかに腰部への負担を軽減するかである。トラック運転業務でも、作業量、作業時間、作業態様などを見直し、腰痛防止につなげていきたい。

(東京東部労災職業病センター)

一般健診事業を厚生省に移管

韓国●事業主の費用負担を軽減

今年5月1日から、労働部(日本の労働省に当たる)が主管していた「勤労者一般健康診断」が保険福祉部(同じく厚生省に当たる)が主管する「職場被保険者一般健康診断」に移管される。

一般健診は、労働者集団を対象

として行われ、結核、糖尿、高血 圧、貧血及び肝炎などを早期に発 見するためのものである。この 間、一般健康診断は、産業安全保 健法により必ず実施すべきもの として、この市場性を認知する多 くの健診機関が乱立し、実際には

労働者の一般疾患に対する予防 効果よりも、営利第一の事業とし て進められてきた。しかし、労働 者の職業病予防と健康に関する 関心が高まるに連れ、今まで形式 的に進められてきた健康診断制 度に対し、社会的に問題提起がな されるようになった。このような 視点から、1994年4月「行政刷新 委員会」の「産業災害予防と対策」 中、「勤労者健康診断制度の改善」 として「勤労者健康診断の項目に 口腔検査、成人病項目を追加し、 その費用を医療保険組合で負担 するかどうかについて検討し推 進」するという案が提出された。 一方、1992年からの国家経済力 強化のためには企業規制を緩和 すべきだという政府の方針に力 を借りて、事業主たちは、産業安 全保健と関連した法的責任と曹 用を少なくしようとする試みを、 この間積極的に進めている。この ような流れは、1993年企業規制緩 和特別措置法の制定にあらわれ、 健康診断においても費用負担を 少なくしようとする意図が、この 行政刷新委員会案に歪曲され、結 合されたものと思われる。

これに対し、労働部と保健福祉 部の調整で1995年5月から一般健 康診断の主管を医療保険組合に 担当させることにしたのである。

●何が変わったのか

① 事業主が全額負担していた 健康診断費用を労働者がその 半分を負担するようになる。

一般健康診断対象者300余万名 に対し、1年間に約403億ウォンが 診断費用として支出された。この 金額は今までは全額事業主が負 担していたが、医療保険に移行さ れて以降は、医療保険金から支出される。すなわち、医療保険の財政は労働者と事業主が同じく半分ずつ保険料を納めることになっているので、結果的に事業主が200余億ウォン、労働者が200余億ウォンを負担することになる。

今年、医療保険組合で主管して 実施した一般健康診断費用は、1 万6千ウォンから2万ウォン程度 だが、このうち労働者は8千ウォ ンから1万ウォンを負担すること になる。

② 労働部が主管していた健康 診断事業が保健福祉部の事業 に移管する。

今まで一般健康診断機関の指定や取り消し、及び精度管理を労働部が行ってきたが、これからは保健福祉部が医療保険組合に委任して主管する。すなわち、関連の法規定で、産業安全保健法第43条は現行のまま適用され、医療保険法第26条による「95年保健予防事業実施指針」の職場被保険者の一般健康診断事業が追加される。ただし、産業安全保健法第43条

たたし、産業安全保健伝第4条 により、事業主が診断結果を労働 部に報告しなくてはならず、これ に対し、労働部が必要な管理をす べき点は今までと同じである。

③ 健康診断機関の管理責任が 強化された。

医療保険法第32条による医療保険療養機関として指定された所のうち、医院級以上のところで臨床精度管理協会の精度管理に合格した医療機関が、健康診断をすることができる。

また、医師や医療技師など人力 が常勤していなかったり、免許貸 与がある場合、一般健康診断健診 種目以外の総合健康診断を誘導した場合、産業安全保健法で規定している諸般の事項を遵守しない場合には、健診機関の指定を取り消すことができる。

④ 歯科健診、血糖検査、肝炎検査など成人病健診項目の一部が追加された。

●労働者の実践方向

一般健康診断の内実化という 側面では、健診機関の資格条件及 び精度管理、指定取り消しに関す る事項が強化されて、制度的には よくなったといえるが、最も核心 的な問題は、費用負担責任が労働 者に転嫁されたという点である。 しかも、労働者に追加された負担 に見合っただけの権利が制度的 に与えられていない。これについ て労働部は、労働者から意見を求 めておらず、情報が充分でないの で労働者もこれに対する立場を 明確にできなかった。ほとんど全 ての労働者が受ける一般健康診 断に対し、今からでも主人意識と 関心をもって参加すべきであり、 特に労働組合を中心として次に ような内容を実施すべきである。

① 労働者は診断費用の負担に 見合うだけの健康に関する権 利を堂々と主張しよう。

事業主の費用負担が少なくなっているので、労災職業病予防のための施設投資をより積極的に要求し、健康診断事業に労組が参加して監督を強化し、内実のある事業になるようにする。

② 診断の結果、一般疾病の所見が出た者には事後管理をきちんとすべきである。

このために最も重要なことは 定期的な健康チェックであり、毎

各地の便り

月1回以上ずつ医療機関を受診 し、事後管理を受けられるように 診察時間を保障すべきである。す なわち、団体協議で定期的な診察 時間の確保を図る。

③ 医療保険の管理、運営に労働 者の代表が参加すべきである。 健康診断費用が増えると、現在 の体系では保険料を増やしてこ れに当てるものと思われる。すな わち、労働者の負担が増えていく

といえる。よって医療保険全般に おいても合理的な政策決定が必 要であり、現行の医療保険組合法 では被保険者労働者、事業主を 含むが運営委員会に参加できる ようになっているので、医療保険 運営全般において労働者の代表 が参与し、より望ましい保険政策 を打ち立てるようにする。プロ (韓国労働と健康研究会 とし 労働と健康35号)翻訳:平田淳子 起することができるとした。

これに対して労働省は、最高裁 判決が理由の中で示した、労災保 険審査官への審査請求後一定期 間(3か月)を経過しても決定がな い場合には、労働保険審査会に再 寒杏請求することができる旨の 遅延救済措置を置く労災保険法 の改正によって対処しようとし ている。この改正が行われれば、 審査請求から3か月を経過しても を行い、それから3か月経過して も裁決がなければ提訴可能とい

ている者に対しては、審査請求か ら3か月経過しても決定がなされ なければ提訴可能という「お知ら せ」を届けている。これらの人々 にとっては、現在ならば、審査請 求から3か月で提訴可能なところ が、労災保険法が改正された後に は、審査請求から6か月でないと 提訴できないということに改悪 されるというかたちになる。

いずれにしろ、審査手続でこの ような遅延救済措置がいくら整 備されても、その前段階の原処分 段階での処理が遅延してしまえ ばもともこもない(労働省は、過 労死等に対する「標準処理期間」 は「定められない」、一般の職業 病についても「6か月」としてい る)。このような観点からも、「標 準処理期間」がチェック

審査請求から3か月で提訴可能

最高裁●労働省は労災法改正で対応

審査請求、異議申立てその他の 不服申立てに関する行政庁の裁 決等は、本号特集で解説した行政 手続法においても、特定行政領域 としての「適用除外」に該当する ので、請求に対する処分について の「標準処理期間」の設定・公表 義務は適用されない。

しかし、行政事件訴訟法では、 審査請求があった日から3か月を 経過しても裁決がないときは裁 決を経ないで処分の取消しの訴 えを提起することができるとし て(同法8条2項1号)、「裁決が遅延 することによって国民の司法教 済が遅れるという事態を回避す る」仕組みを用意している。

一方、労災保険法では、保険給 付等に関する決定に不服がある 場合に、労災保険審査官及び労働 保険審査会の2段階の審査請求手 続を定めた上で、同法37条で、処 分の取り消しの訴えは、再審査請 求に対する労働保険審査会の裁 決を経た後でなければ提起する ことができないと規定している。

このため、行政訴訟を提起でき るのが、労働保険審査官への審査 請求から3か月経過後か労働保険 審査会への再審査請求から3か月 経渦後かが争われてきたが、最高 裁第1小法廷の1995年7月6日の判 決が、この問題に結論を下した。

すなわち、労災保険法が、審査 請求に対する決定が遅延した場 合に決定を経ないで再審査請求 をすることを許容するなど、遅延 に対する救済措置の定めを置い ていないにもかかわらず、後者の 考えをとるならば国民の司法救 溶の道を不当に閉ざす結果を招 くという理由で、労災保険審査官 に審査請求をした日から3か月を 経過しても決定がないときは、審 査請求に対する決定及び再審査 請求の手続を経ないで訴訟を提 労災保険審査官の決定がなけれ ば労働保険審査会へ再審査請求 うことで、審査請求から6か月経 過しても裁決がなされなければ 提訴可能ということになる。 しかし、法改正までの間、放置 しておくわけにもいかないので、 労働省では、現在審査請求を行っ

されなければならない。

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M·Kビル3階 TEL (03)5232-0182 / FAX (03)5232-0183

北海道●社団法人 北海道労働災害・職業病研究対策センター

004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL(011)883-0330/FAX(011)883-7261

東 京●東京東部労災職業病センター

136 江東区亀戸1-33-7 TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766

東 京●三多摩労災職業病センター

185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(0423)24-1024/FAX(0423)24-1024

東 京●三多摩労災職業病研究会

185 国分寺市本町3-13-15 三多塵医療生協会館内 TEL(0423)24-1922/FAX(0423)25-2663

神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター

230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948

新 潟●財団法人 新潟県安全衛生センター

951 新潟県新潟市東堀通 2-481 TEL (025) 228-2127/FAX (025) 222-0914

静 岡●清水地区労センター

424 清水市小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888/FAX (0543) 66-6889

京 都●労災福祉センター

601 京都市南区西九条島町 3 TEL (075) 691-9981/FAX (075) 672-6467

京 都●京都労働安全衛生連絡会議

601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145

大 阪●関西労働者安全センター

540 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-16,601 TEL (06)943-1527/FAX (06)943-1528

兵 庫●尼崎労働者安全衛生センター

660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL (06)488-9952/FAX (06)488-2762

兵 庫●関西労災職業病研究会

660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL (06)488-9952/FAX (06)488-2762

広 島●広島県労働安全衛生センター

732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4110

鳥 取●鳥取県労働安全衛生センター

680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857)22-6110/FAX(0857)37-0090

愛媛●愛媛労働災害職業病対策会議

792 新居浜市新田町1-9-9 TEL(0897)34-0209/FAX(0897)37-1467

高 知●財団法人 高知県労働安全衛生センター

780 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL(0888)45-3953/FAX(0888)45-3928

熊 本●熊本県労働安全衛生センター

861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック内 TEL (096) 360-1991/FAX (096) 368-6177

大 分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター

870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL (0975) 37-7991/FAX (0975) 34-8671

宮 崎●旧松尾鉱山被害者の会

883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404

自治体●自治体労働安全衛生研究会

102 千代田区六番町 1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470/FAX(03)3264-1432

(オブザーバー)

福 島●福島県労働安全衛生センター

960 福島市船場町1-5 TEL(0245)23-3586/FAX(0245)23-3587

山 □●山□県安全センター

754 山口県小郡郵便局私書箱 44号

42 安全センター情報95年10月号